

会

議

午前 9時55分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

開会前ですが、下田市議会議員としてともに下田市政発展のために努めてまいりました鈴木 敬議員が去る11月13日にご逝去なされました。鈴木 敬議員の御霊に対し、謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。

空席となりました8番議席に花を供えて、ありし日のお姿をしのび、1分間の黙禱をささげ、ご生前のご功績に対して敬意と感謝の念を表しつつ、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

恐れ入ります、皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱、始め。

〔黙 禱〕

○議長（竹内清二君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

ここで、議員を代表し、沢登英信議員に哀悼の言葉をささげていただきます。よろしくお願いいたします。

沢登英信議員。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 哀悼の言葉。

鈴木 敬さん、沢登です。

私は、15年ほど前に君と一緒に下田市議会議員となり、今年5月30日には全国市議会議長の会長より、勤続15年以上の一般表彰を受けました。11月2日には病を押して帽子をかぶり、つえをつき、粹な姿で会議に出席され、新庁舎建設の課題について発言をされておりました。11月8日、9日、臨時会には欠席をされましたが、やがて元気なお姿を見ることができると思っておりました。ところが、君は11月13日午後4時、残念ながら永眠されました。

君は、最後の最後まで市議会議員としての責務を果たそうと努力をされておりました。まだまだやるべきことがあると考えられていたのではないのでしょうか。もはや、鈴木 敬さんの下田を愛する声を聞くことができなくなりました。まことに悲しく無念であります。特に、ご家族、ご遺族のお気持ちを思いますと、切なるものがあります。

鈴木 敬さんが議会に初登壇しての提案は、高齢者が集う総合福祉会館にエレベーターを設置すべきと、福祉のまちづくりを主張されておりました。伊豆急駅前から小林テレビ前を通って新田通りに出ます香煎通りの整備を訴え、寂れていく商店街の活性化のために熱く語り、熱弁を振るっておりました。

君は、可否館の主人で、1951年1月10日発足しました下田料理飲食組合の副組合長を1994年1月1日から2013年3月31日までの19年間余り務められました。また、下田市商店会連盟の会長として、2007年4月1日から2010年3月31日まで約3年間余り活躍されました。

下岡蓮杖を顕彰する会の役員であり、南豆製氷所の保存運動にも深くかかわっておられました。また、社交ダンスを上手に踊る趣味の多い人でもありました。3年ほど前の下田八幡神社例大祭には、当番町区長として祭典執行の長の任に当たり、お祭りを成功をさせました。

また、北海道ニセコ町まで出かけ、自治基本条例の研究をされており、市民と議会、行政をつなぐ議会改革特別委員会の設置を伊藤英雄議員らと呼びかけ、委員長として約1年間かけて審査をし、報告書をつくり上げました。

平成29年3月定例会には、下田市足湯条例を進士濱美議員とともに議員提案をされました。その折には、提案者となった君に、私は2時間ほどの質問をさせていただき、その必要性を訴えさせていただきました。今は、ハリスの足湯は取り壊されてしまっております。

津波や地震、火災などの災害から市民の命と財産を守ろうという鈴木 敬さんの思いは、実現できた点もございますが、その多くが道半ばであります。

このように、鈴木 敬さん、君がまちを愛し、解決すべき課題を示した事柄は、私たちが引き継ぎ、市民の皆様と一緒に解決していかなければなりません。

多くの思いを残し亡くなられた鈴木 敬さん、ここに下田市議会議員を代表して、心から哀悼の意を表します。

平成30年12月5日、下田市議会議員、沢登英信。

○議長（竹内清二君） 次に、鈴木家より皆様にお礼を申し上げたいとの申し出があります。

それでは、奥様であります鈴木清江様、よろしくお願いいたします。

○妻（鈴木清江様） 本日は、今年最後の大切な12月定例議会開会を前に、亡夫鈴木 敬のために貴重な時間を割き、このようなセレモニーをして、まことにありがとうございます。

昨年6月定例会議会が終わった時点で、嫌がる敬を強制的に入院させ検査を行ったところ、がんが見つかり、残された時間が余りにも短いことに愕然といたしました。でも、そのときが来るまで人は生きなければなりません。2人、病室で考えました。それまでに何をしたら

いいか、何をせねばならないのか。

何をしたいという問いに、敬は、生まれ育って生きてきたこの下田の風景をもっとしっかり目に焼きつけたいと言いました。何をせねばならないのかという問いには、議員という責務を全うしたい、自分を信頼し、応援して議会に送り込んでくれた有権者の皆さんを裏切らぬよう、できるだけ活動を続けたい。その決意が生きること、治療に対して前向きにもなれる目標となりました。

病院の先生方も看護師の方々もその思いを十分理解してくださって、まず議会ありきで最後の最後のときまで治療と看病をし、励ましてくださいました。天城を越えずとも、ここ到下田メディカルセンターという病院があって、本当によかったと思いました。

任期をあと半年残しましたが、敬はあの体で思うよりも長く十分仕事をしたと、私たち家族は思っております。

敬をこの議場に送り込んでくださった市民の皆様、15年半、議員生活を支えてくださった議会事務所、下田市職員の皆様、下田のためにと同じ志を持ち、互いに選挙を戦い抜いてここにおられる市長、議員の皆様、全ての方々に感謝いたします。敬が大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（竹内清二君） ありがとうございました。鈴木清江様、まことにありがとうございました。

ここで、議長として一言申し上げます。

鈴木 敬議員の葬儀、告別式には、議員の皆様並びに市長を初め、市の職員の方々にご参列、ご会葬をいただきましたことを心よりお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

---

○議長（竹内清二君） 開会前ではございますが、ここで副市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 開会前でございますが、しばらくお時間をいただきまして、まずもっておわびを申し上げなければいけないことを申し上げます。

と申し上げますのは、過日、告示日をもって事前に皆様方に送付させていただきました議案並びに同説明資料につきまして、一部、字の誤謬等がございました。本来、十分に精査いたしまして発送すべきところでございますが、このような誤りがこのところ若干続いてお

ります。そういう意味を持ちまして、今後かようなことのないように、鋭意努力、注意をしていくつもりでございますので、何とぞご容赦いただきたいと思います。あらかじめおわびを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

- 議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成30年12月下田市議会定例会は成立いたしますので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会期の決定

- 議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月13日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番 滝内久生君と6番 小泉孝敬君の両名を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会運営委員の選任について申し上げます。

鈴木 敬議員のご逝去に伴い、1名の欠員となりました議会運営委員につきましては、下田市議会委員会条例第8条に基づき、平成30年11月16日に進士濱美議員を選任いたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

11月21日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員の方々と私が、国土交通省、財務

省等に対し、「伊豆縦貫自動車道の早期の全線開通等について」の要望活動を実施いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

11月5日から7日にかけて、産業厚生委員会が東日本大震災後の商業・観光振興の復興状況について、岩手県大船渡市及び陸前高田市の「商業施設整備への支援・商店街の再建について」及び「まちなか再生計画について」、宮城県気仙沼市の「観光に関する戦略的方策と気仙沼版DMOについて」を視察なされました。

11月13日から15日にかけて、総務文教委員会が高知県黒潮町の「黒潮町地域防災計画について」、高知市の「こうちこどもファンドについて」を視察なされました。

なお、行政視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月10日、11日の2日間、私を団長といたしまして、議席番号が奇数の議員6名が山口県萩市を訪問し、情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、報告書等の提出について申し上げます。

市長より「平成30年度市長と語る会概要」、「しもだの国保」及び教育長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、「平成30年度（平成29年度実績事業）下田市教育委員会自己点検・評価報告書」の提出がありました。議席に配付してありますのでご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第197号。平成30年12月5日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成30年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成30年12月5日招集の平成30年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第73号 教育委員会委員の任命について、議第74号 土地の処分について、議第75号 下田市総合福祉

会館指定管理者の指定について、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置について、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）、議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）、議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）、議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下総行第198号。平成30年12月5日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成30年12月、下田市議会定例会説明員について、平成30年12月5日招集の平成30年12月、下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 河井長美、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 日吉由起美、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

発議第7号。平成30年12月5日。

下田市議会議長、竹内清二様。

下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提出者、賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、橋本智洋。

賛成者、下田市議会議員、大川敏雄。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時27分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎追加日程

○議長（竹内清二君） 本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、3番 橋本智洋議員より発議第7号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案提出がありました。この際、発議第7号を日程に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第7号を日程第5の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号は、日程第5の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることと決定いたしました。

---

#### ◎南豆衛生プラント組合議会議員の補欠選挙

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、1名欠員となっております南豆衛生プラント組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長による指名とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長により指名することと決定いたしました。

それでは、南豆衛生プラント組合議会議員に森 温繁議員を指名いたします。

重ねてお諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名いたしました森 温繁議員が南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました森 温繁議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席からの当選の告知をさせていただきます。

---

#### ◎発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により発議第7号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



提出者の説明を求めます。

3 番 橋本智洋君。

〔3 番 橋本智洋君登壇〕

○3 番（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

まずは、この件に関しまして、同志でございました鈴木 敬議員のご冥福をお祈り申し上げます。

発議第7号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月5日提出。

提出者、下田市議会議員、橋本智洋。

賛成者、下田市議会議員、大川敏雄。

下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

下田市議会議員の定数を定める条例（平成14年下田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「13人」を「12人」に改める。

附則。この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由。

平成23年3月11日発生 of 東日本大震災から7年9カ月経過いたしましたが、市民生活、地域経済及び下田市の財政は依然として厳しい状況が続いております。

下田市の人口は、昭和50年（1975年）3万1,700人をピークに減少の一途をたどり、平成22年（2010年）の人口は2万5,224人で、昭和50年対比約2割減となりました。

さらに、平成30年4月1日には2万1,937人となり、平成22年対比で3,287人減少し、この8年間で毎年410人程度の減となっております。加えて、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年（約22年後）には人口が1万5,000人程度まで減少すると予測されています。

当市は平成29年4月1日、過疎地域自立促進特別措置法により、過疎地域の指定を受けました。

一方、下田市は新庁舎建設、新中学校の整備計画に基づく改修増築、ごみ処理施設の新規建て替え及び火葬場の更新と大規模事業に取り組まなければならない状況にあります。

議員定数については、昭和50年から今日まで8回にわたって定数削減を図り、現在13人の構成になっております。

議員1人当たりの有権者数を県内の人口の類似する市町と比較した場合、下田市の議員1人当たりの有権者数である1,483人は少ないが現状です。

当市議会は今回定数を13名から12名とし、1名削減することにより、議会の経費削減を図るとともに、一層の少数精鋭の議会運営を目指すべきであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 今、提案理由をお伺いしたんですが、1つは、下田市は新庁舎建設、新中学校の整備計画に基づく改修増築、ごみ処理施設の新規建て替え及び火葬場の更新と大規模事業に取り組まなければならない状況にありますと。こうした取り組みをまさしくより多くの視点でもって、より多くの人の議論は必要なんではないだろうか。数を減らせば精鋭になるというのは本当でしょうか。議員定数が少なくなれば審議は充実するんでありましょか。

むしろ、多くの視点から多くの意見を出し合い、慎重審議を経て、よりよい結論を求めていく。増員しろとは言わないんですが、減らせば審議内容が高まるとは思わないんですが、減らせば審議内容はよくなるんでありましょか。

○議長（竹内清二君） 提出者の回答を求めます。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 私が思うに、少数精鋭と申しましたが、やはり動ける議員が動くということは、やはりそれなりの考え、それなりの情報を得ることだと私は思っております。ですから、別に1人減っても問題なく審議はできるのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 1人減らせば問題ないじゃなくて、一人一人の持っている力の輪なんです。今の現在は13人の輪なんですよ。合計の力なんですよね。その合計の力がなくなりますよというその視点ですよ。つまり……、

〔発言する者あり〕

○9番（伊藤英雄君） 議長。

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

ご静粛にお願いいたします。傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛にお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

続けてください。

○9番（伊藤英雄君） つまり、欠員にすれば内容は充実するのか、内容を充実させるために議員の減員は必要なのか。一般論としては、議員の持っている力は、そう大差ない、みんな大きないい力を持っていると思う。その力をそぐんですよ、僕に言わせれば。より充実した審議をするには、より多くしろとは言わないけれども、現在持っている力そのままで行くんだらどうですかと。減らす理由にはならないんじゃないか。むしろ、よりよい高みを目指すのであれば、むしろ増員の提案がなされてしかるべきではないかと。減らせば審議がよくなるのかと。

これらの課題の審議が本当によくなるから、ここに書いてあるんだ、理由が、減らす理由が。減らす理由は、新中学校の整備計画、改修増築、ごみ処理施設の新築、建て替え、火葬場の更新、大規模事業があるんだと、その大規模事業が適切に行われるかどうか、予算は適切なのかどうか、こういうことをしっかりするのが議会なんだ。そのために議員を減らさなきゃならないという理屈はよくわからない。増やせとは言わない。しかし、やっぱりしっかり審議をするのが、議員を減らす必要がある、この課題があるということが議員を減らす理由になるという論理の筋立てがよく理解できないんですが、ご説明をお願いします。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） よくわからないとおっしゃいますけれども、実際1人減っても現実でそれなりの意見が私は出ると思うんですよ。ですから、こういう形で出したと。

それと、やはりこれだけの大規模な事業がありますので、少しでも身を削って、やはり財政が切迫していますので、少しでも議員自らが身を削って、財政のほうを負担をかけないよという理由でこのことを出したんですけれども。

○9番（伊藤英雄君） 議長、私の質問趣旨は、事案が多いと。減らせばその審議がよくなるという、ここの筋立てがわからないという質問。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） いや、別にそれは1人減ってもそれなりに動く、少数精鋭だったら問題ないんじゃないですか。

○9番（伊藤英雄君） 違う。現在で何が問題なのか。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 財政の部分、それからやはり、現実3月も10人で議会やっていますよね。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君、3回目です。

○9番（伊藤英雄君） 最後になっちゃって物足りないんだけど、過去やっていると、それは過去、たまたま欠員が出る、あるいは欠席が出る。欠員が出たからそれでやれるのかというのは随分乱暴だ。ここで課長さんがいるけれども、課長さんが1人休まれたと。それで課が回ったと。じゃ、課長さんいなくていいんじゃないのかと、こういう議論はならないんですよ。余りにもそれは短絡的だしむちゃくちゃですよ。休みが1人出て、それでできたんだからもう人数少なくしていいじゃないか、こんなむちゃくちゃな論理は世間一般じゃ通用しませんよ。

1人減らしていいなら、2人減らした何で悪いんだというところになりますよ。3人減らして何で悪いんだと。今回1人だという、何で1人なの。2人休みが出たときでも僕は審議できると思いますよ。この状況で、たまたまその日に休んだから。そういう問題じゃないんですよ。

議員は、多くの市民のバックアップを受けているわけです。1人の議員の後ろには数百人の市民の声があるんです。議員1人を減らすということは、今、最低でも800かな、1,000人近い票をとった人もいるんだけど、やっぱり700、800を超える市民がその議員の1人の後ろにいるんですよ。その人たちの声を届けているんですよ。簡単に議員1人だというけれども、その後ろには数百人の市民の声があるんですよ。その声を代弁してやっているわけですよ。その市民の声を減らしていい理由は何ですか。課題があるから減らしていいということはないでしょう。減らして全く悪いと思いません。しかし、減らす理由が、課題が多いからというのはないでしょう。それはむちゃというものですよ。

それから、財政が厳しいというんだ。財政が厳しいなら何で議員報酬の削減を言わないんだ。人数を減らすんじゃなくて、人数がいたらよりよい審議ができるんだから、やっぱり。いろんな視点があるんだから。財政の問題に限っていえば、審議の質を維持しつつやるなら、議員報酬の削減が提案の筋です。その理由であればですよ。削減の理由が財政であれば、そ

れは間違っていると。財政の問題は議員を削減することによって解決すべきではないと。どうしてもやりたいのであれば、議員報酬の削減を提案すべきだと。

今からでも遅くないですから、それに切りかえたらどうですか、議員定数の削減をやめて議員報酬の削減に。その趣旨であればですよ。趣旨と提案が一致していないと。どうですか。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

- 3番（橋本智洋君） 先ほど、10名で乱暴だと言いましたけれども、私、個人的に言いますと、そのときに危機感を得ましたよ、やはりこれじゃいけないと。もっともっと動かなきゃいけないと思いました。

そういう理由もありまして、10人というのは、それは例えというか、たまたまそうなった部分はありますけれども、現実的に議員としての危機感、これじゃいけないと、じゃ、もっともっと動かなきゃいけないという部分がありまして、伊藤議員が乱暴とおっしゃいましたけれども、ちょっと言い方はそうかもしれないけれども、個人的に議員としては、これはもっと動かなきゃいけない、もっと欠員した議員の分も動かなきゃいけないなというのを思ったということで、ただ、その中でもやはり発展的に考えたら、私は削減してもいいんじゃないかなと。その分、非常に語弊があるかもしれないですけども、その方の分まで動くというような姿勢というのは大事なんじゃないのかなと思うんですけども。

それと、趣旨とあれが違っているということですけども、やはり私の支援者がほかに、そのほかにも民意という部分で考えますと、これ、民意も含めてそういう状況だと思うんですよね。

以上です。

- 議長（竹内清二君） 報酬の部分についてのご回答はいただけますでしょうか。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

- 3番（橋本智洋君） 議員報酬削減、いいんじゃないですか、それはそれで。また、別に私ここで定数削減を下げるつもりもありますけれども、また別に議員報酬に関しては議論して、その後提出してもいいんじゃないかなと思います。

ただ、やはり現実的に、私ども政務調査費等もございませんので、議員報酬はやはり議員活動の中の一環として捉えるべきだなと私は思っておりますので、それが妥当かどうかというのはまた皆さんで議論させていただきたいなと思いますけれども。

- 議長（竹内清二君） ほかに質問はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この議員の削減の問題というのは、あるべき議員の姿勢とともに、議会制度がどうあるべきかと、こういう課題に連なっているものだと思います。ただ議員定数だけを取り上げて、選挙前の4カ月前のこの12月に削減すればいいんだと、こういう枠組みで物を考えてはいけない内容を含んでいるだろうと思います。削減ありきの議論では議論にならないと。議会を前進させていく、市民のための議会、議員ということにならないと私は思うわけです。

そういう意味で、橋本議員は議会の機能をどう考えているのかと、議会とは何ぞやと、この議論がない中で定数だけ削減しろと、これはやはりいただけない議論だと思うわけであります。

そして、理由に挙げております財政が逼迫しているから1人削減するんだと。それなら総予算に対します議会費は、下田は今、幾らっているんですか。1%になるかならないかですよ。100億の事業規模に対して、議員だけではない、全ての議会活動を含めて1億一千五、六百万ですよ。これを削減したところで、庁舎も30億、あるいは清掃事務所の53億、これらのものにどれだけの効果があるのかと。むしろ議員が一生懸命活動して、53億かかるものは30億で済むと、このような提案をしていく議会にすることこそが、本来あるべき姿ではないかと私は思いますが、いかがなんでしょうか。

どだい財政を理由にするなど、議員として恥ずかしきことだと、こういう意識を橋本議員に私は持っていたきたいと。自ら議員としての責任を果たしていないと、自らもらっている歳費の仕事をしていないと、これを別の仕方では口にはしていないかと、こう思うんですが、違うんでしょうか。

それから、定数の問題は、そうであれば議員の定数の理想というのはどこにあるんだと、あるべき姿というのはどこにあるんだと、こういう議論をしなけりゃいけないと思うわけです。ただ人口が減ったから、その人口に合わせて1人減らすんだと。人口割すると1,500人ぐらいだと、これを市の平均は1万7,000ぐらいだから1人減らすんだと、こういう短絡的な議論だろうと思うんです。

それなら、ほとんど町村とかわりない下田市の人口よりも多い町もありますよね。そこ何人でやっていますか。16人でやっているところ、18人でやっているところもありますよ。10人でやっているところもありますけれども、人口規模5,000人だと。単に一方的な一つの人口という基準だけをとって、議会の持っている本来の議会制民主主義の内容を棚に上げて削減すればいいなんていうことは、議会人として勉強し直していただくべき内容だと思ってい

ると。憲法、地方自治法をもう一度学び直せと、こう言いたいと思います。

それで、議会の運営上も大変これ、問題があると思うんです。今、2つの委員会制度をとっておりますが、それぞれの委員会、それぞれの部署に専門的な知識が要るようになると思うわけです。総務文教委員と、それはやはり総務と文教、学校教育や社会教育のあり方がどうあったらいいかと、これだけで本来なら1委員会をつくっていいはずですよ。総務もそうだと。産業厚生もそうだと。4委員会が必要だとすれば、最低各委員会には7人から8人の議員が必要だと。3人や2人では議論にならないわけですよ。そういう基準からいえば、4委員会掛ける28人が必要だと、こういう数字が出てくるわけですよ。

前回の地方自治法の中では、5万人を切る自治体は30人、その後26人が上限だとはなって、今、上限もなくなっている規定になっていると思いますが。こういう状態になっていると思います。今の2委員会を考えても、2委員会で、1委員会に7人必要だと14人だと。さらに議長は客観的な立場で判断をするということになれば、最低15人の、今、下田市の議会におきます議員定数は必要だと、こういうことも言えるんじゃないんですか。

さらに、小学校区に最低2人ぐらいの議員は必要ですよと。こう考えますと、7校ございますから14人の議員が必要だと。むしろ13人では少ないという実態にあるんじゃないかと思うわけです。各層、各地区、地域、各年代、あるいは性別、そういうことを考えますと、女性議員がいなくなったこの下田市において、議員定数を削減するどころか、女性の枠を設けて議会に女性が出てきてくださいと、こういう提案をすることこそ、若き橋本議員がやるべきことだと私は思います。出直していただきたいと、とんでもない発議だと、こういうぐあいに私はと思いますが、いかがでしょう。

### 〔3番 橋本智洋君登壇〕

- 3番（橋本智洋君） そうなると、過去に平成27年、それから平成19年ですか、もう議員定数削減というのはやられていると思います。皆さんも出直さなきゃいけないのかなというような議論になってしまうので、それはさておき、決して財政要因だけではなくて、もちろん人口要因、それからマーケットですね。この近隣自治体。それとやはり、私も含めて不信要因というのも多分、議員が働いているように見えないというようなことも、私も直接支援者からも言われています。あと選挙要因というのもあります。さまざまな要因で、やはり下田市が一步先に行くようなそういう姿勢を見せるためにも、やはり議員定数削減というのは必要なのではないのかなということで私は提案させていただきました。

あと何でしたか……。

- 議長（竹内清二君） 委員会の構成、人数についてと、財政的なところで1%、これの大規模事業に対するところ、この2点についてお願いいたします。あと、女性枠についてのお考えもお願いいたします。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

- 3番（橋本智洋君） まずそれでは、委員会の構成はこれ今、7人、6人ですから、逆に6人对6人でもいいのではないのかなと。総務文教、産業厚生と、それこそ産業、厚生と、総務、文教と分けなければいけないのかもしれないですけども、現実そこまでのことは物理的にできていない。ただ、その中で議論をされていますので、そこは問題ないのではないのかなということが思います。

あと、財政的な部分で1%と言いますが、実際のところ1期で1人の議員が約500万かかるとしたら、4年間で2,000万近く、2,000万から2,500万の経費含めてかかるわけですけども、これも実際のところ身を削る姿勢というものが必要。先ほども申し上げたように、やっぱり下田市として一步先に行くということが、私は大事なのではないのかなということで提案させていただきました。

それと、女性に関して、もちろんそれは女性の議員が出ていただくのは大いに結構だと思います。それは私も認めるところでございますので、ぜひそういうふうになればいいなと願っております。

以上です。

- 議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 議員定数の議論は、やはりどこに行き着くかといいますと、議会が住民の代表機関として仕事をしていないんじゃないかと。議員への不信感がその裏にあると、こういうぐあいに私は思うわけです。

しかし、この不信感は定数を削減することによって、何ら不信感が拭えるものではないということは明らかなだと思います。それは、もう亡くなった鈴木 敬議員が議会改革の研究をして報告書も出していると。それを実行していくということではないんでしょうか。議員が市民に議会報告をする、懇談会をやると。議会と市民をどう近づけるかという工夫を議員として自らやっていると、議会としてやっていると、こういうことが必要であって、定数を1人削減したからといって、この不信感が拭えるというようなものではないということは明らかなだと思いますが、1人削減するとその不信感が拭えることになるんでしょうか。

そして、やはり下田の市議選等を見てもみますと、候補者がなくて無投票というような地域



も全国的にはあろうかと思いますが、下田は決してそんなことはない。定数をいつもオーバーして、多くの人たちがいいまちをつくりたいと、私も議員になるんだと、こういう人で選挙は戦われてきていると思うんです。

そういう現状から考えてみても、議員定数を1人減らすなんていうのはとんでもないと。むしろ1人増やして、その1人や2人部分は女性議員に充てると、こういう提案を若者らしく差し直していただきたいと、心からお願いをしたいと思います。

ぜひとも、そういう意味では、この議会の持っている不信をどのように取り除いていったらいいのかと、この視点なくして議会改革及び議員定数問題は、私はないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） ご回答願います。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

確かに議員の不信というのは、非常にいつもいつもつき回っていることだと思います。私も身近で非常にそれは感じます。そのさまざまな不信を解消する、これは実際のところ永遠のテーマだと思いますし、また解消なんて100%できないと思うんですよ。それでもやはりやり続けなければいけない、やはり下田の市政をよくしなきゃいけない、いろんなことを言われますけれども、もちろんやり続けなければ、これどうにもならないことでございまして、やはりその中の一つとして議員定数削減をして、実際のところ活動することによって、見出すことができるのではないかなと。

それと、鈴木 敬議員の件でちょっとお話しさせていただきますと、この件に関しては非常に同志でございまして、本当身の削る思いでやっていただきました。やはりその敬議員も実際のところ、何とか1名ないしは2名の定数減をというようなお話もいただいております。議員発議は何とか12月やろうということで、最後、生前にお話ししていたのを思い出しますけれども、先ほどのやり続けなきゃいけないという中で、その中の一つとして具体的に議員定数削減をするということが、市民の不信を抱かせる原因を少しでも取り除く、そのためにやるわけではないですけれども、民意としてそれを受けた以上は、一つ一つほかにも話していくということも必要でしょうし、そのほか市政報告も必要ですしということで思っておりますが、その中の一つだと私は思っております。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） やはり議員の責務の中に、政策立案をしていくと、政策提言をして

いくと、単にこうあるという形ではなくて、具体的に条例としてこういう条例をつくったらどうかと、こういうことも議会としてやっていかなきゃならないことだろうと思うんです。ところが、なかなかそういう活動は、ないとは言いませんけれども、少ないというのが現状ではないかと思うんです。

ですから、そういう意味では、そういう、むしろこの提案している大川議員や橋本議員がどういう政策提案をしたのかと、どういう条例案を発議したのかと、こういうことがもう問われることになろうと思います。

そして、この定数の問題は誰が決めるわけでもない、議員が議会で決めると、こういう枠組みですので、ある日、各派代表、あるいは議運で出しますよと言って出していいというようなものでは、僕はないと思うんです。

議会がどうあるべきか、それにつながる定数の問題ですから、それは当然議長を通じて議員同士で意見を戦わせましょうと、あるいは特別委員会をつくりましょうと、議会として市民の意見も聞きましょうと、こういう手続を踏んで、本当に議会としての議論の俎上に乗っかると、こういうことだろうと思うんです。

一部の人の意見で、僕に言わせれば全く議員定数をするあしき病気にかかっている2人の議員が残念ながらこの議会にはいると、こう言いたくもなるような現状ではないかと思っています。もっと根本的に大きく、全体の議会がどうあって、そのことが下田市の発展にどうつながるのかと、こういう筋道をぜひ若い橋本議員には耐えていただきたいと心からお願いを申し上げるところでございます。

○3番（橋本智洋君）　ありがとうございます。

後日しっかりお話を聞かせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内清二君）　ここで15分間休憩をいたしたいと思います。

午前11時　1分休憩

---

午前11時16分再開

○議長（竹内清二君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、本案に対する質疑を許します。

6番　小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君）　橋本議員に一言本音で答えていただきたい。

橋本議員は、産業厚生委員長も、個人的に議員としてかなりいろんな活動をしているこ

とは十分承知の上で、1点だけお聞きしたいと思います。

それは、先ほども伊藤議員からも言われ、今後事業がある、これはもういろんな立場の、いわゆるいろんな職業を経験してきている人だとか、先ほど沢登さんが言われた女性の議員も、いろんな今後学校の問題、それから我々、委員長として橋本議員がやられている福祉の問題とか、多大なるいろんな方面からの意見は今後ますます必要になってくると思うんですよ。

委員長のもとに、先日、陸前高田へ行きましたけれども、あそこの2万人弱でも18名ですよ。あのときいろんな説明を聞いたときに、一つにまとまっていろんな対応をしていったと、ああいう震災があったからこそまとめてやるんだという、これは数に関係なく一つがまとまる結束の力だと思うんですね。

それを踏まえてですけれども、今現に、委員会として十分人数は足りていると思いますか、その1点だけちょっと聞きたいです。

○議長（竹内清二君） 提出者の回答を願います。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 私は足りていると思います。よろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 橋本委員はそういう返事が来ると思っていました。ただ、我々委員からすれば、多大なやっぱり、女性議員もいたり年齢層も若い人もいたり、いろんな職業は別としても年代層もいてしかるべきだと思うんです。今後、特に自分なんかの委員会では介護の問題だとか、片やもう一つのあれは教育の問題とか、国でもいろんな政策的にも法律的にも非常に難しい判断で、当局の行うことに対して、それはいろんな視点で議論をしていかなくちゃならないと思うんです。そういう5年先、10年先を長くはやられると思うんですけれども、5年先、10年先を見据えてもそれは十分足りていると思いますか。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 私は足りていると思います。やはりその中で動いていくということが大事ではないかなと、そしてもっともっと議論、まだまだ議論も足りないかなと思います。もっとみんなで議論してもいいのかなと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君、3回目です。

○6番（小泉孝敬君） いろいろ議論、だからこそ私はいろんな人数が必要だと思う。日頃の

自分なりの行動とか周りを見ても十分ではないと思いますので、これはやはり我々の民意ではないと自分なんかは思いますので、これはぜひもう一度、いろんな経験はされていると思うんですが、再度立ちどまっていろいろ考えていただきたいと思います。

以上です。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

これは答えになるかわかりませんが、人数を仮に増やすとしたときに、これ私、最近よく言っているのは、議員としてのモラルとか常識とか、そういったことがない方が入ってきた場合、非常にこれは逆に恐れることじゃないのかなと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

お疲れさまでございました。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 問題は、先ほど申しましたように、こういう議会に関する、しかも定数だけを絞って取り上げるということの議論の仕方は、大変これは偏った議会制民主主義を壊してしまう結果にもつながる重大な内容を含んでいる問題だと、議会が、議員がこれを議論して決めるというこういう枠組みですので、ぜひとも2人で出すということではなくて、議会で議員が議論ができるような場所がないわけではございませんので、そういうところの議論を尽くして提案をしていくというのがまず基本的な姿勢だと。議員として、先輩として、学び直していただきたいと、まずお願いを申し上げたいと思います。

それで、やはり私が考えますところ、現状の議員の13人というのは、どちらかといえば少ないと、こういう現状にあらうかと思います。橋本委員長は産業厚生委員長です。そうしますと、全体の司会をしますと6人の委員の中で議論をするのは5人だと、こういうような形で委員会の審議がいいのかと、片や委員長を入れて片方は7人だと。こういう今、状況にあるわけですから。

しかも、多くの議員が指摘していますように、清掃事務所は53億、今後の中学校の統合は23億と大変な事業がめじろ押ししている中で、それを専門的な知識を持ってチェックをしていく、市民の意見を反映すると同時に、専門的な観点から当局が出した議案が正当なものであるかどうかをチェックをする、その議員を削減をしていくというようなことは、現時点で提案すべきことじゃないというぐあいに私は判断をするものであります。

そして、福祉や文教にかかわる事業が次々と課題として残っているわけですから、男議会だけでそれらのものが進められていいというはずがないはずです。ぜひとも女性の観点からのチェックが必要だと、こういうことがめじろ押しの点からいきましても、女性議員の別枠をつくろうとか、こういう前向きな議論を橋本議員、あるいは大川議員としたいなど、こう思うわけです。何とかこの議員定数削減病というこの病氣から克服をしていただきたいと、このように私は思うものでございます。

そして、この病氣の根本にありますのは、何といたしましてもこの議会や議員が市民の信託を受けて、負託を受けて議員活動をしているにもかかわらず、残念ながら十分に信用されていないと、ここに一番大きな課題があるんだろうと思います。この根本のところの解明をしないで議員定数を削減をしていく、そのこと自身は、やがて議員は要らない、議会は要らないという極論につながってまいらると思うわけであります。

そんな議会制民主主義、憲法が定めているこの下田市をどう民主的な、より豊かなまちにしていくのかと、一生懸命考えてくれる議員を育てていかなければならないと思うわけであります。

そして、橋本さんも旧町の生まれ、亡くなった敬さん、私も生まれも下田市であります。この寂れ行く旧町をどう復興していったらいいのかと、大変な課題が目の前にあると思うわけです。残念ながら有効な手だてが打てていないと、議会も当局もそういう提案をしていないというのが現状ではないかと思うわけであります。

こういう私たちが抱えている課題から考えましても、こんな偏狭な、議員を削減すればいいというような結論ではなくて、より一層議会を活性化をさせていく、議員の活動を活発に

させていく、こういうことに目を向けていただきたいと思います。というものであります。

そして、具体的なケースとして申し上げれば、私の考えるところ、現在、2 委員会でやっておりますので、産業厚生、総務文教とそれぞれきっちりやっていけば、僕は4 委員会必要だと思いますが、現状2 委員会でやっていますので、2 委員会を基準にしましても、1 委員会7 人、14 人と、そしてさらに公平な立場から判断をする議長をプラスしますと、最低15 人は当議会で必要だと、こう思っているわけであります。これを13 人で一生懸命やっているというのが現状ではないかと思えます。それをさらに1 人削減しようというようなこの提案には、真っ向から反対だと、ぜひ考え直していただきたい、こう思うものでございます。

以上、反対理由を述べさせていただきます。

終わります。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12 番 森 温繁君。

〔12 番 森 温繁君登壇〕

○12 番（森 温繁君） この議員定数の削減を振り返ってみますと、下田市市制施行時ですか、昭和46 年1 月1 日にしておりますけれども、そのときの議員は30 名であったわけです。私が出馬したときは昭和62 年4 月は、前回26 人を24 人に削減したときでした。このとき新人が8 名立候補しております。大混戦な選挙戦を戦った経験がございます。記憶しております。このように、議員定数が持ち上がってくる背景には、景気が大変落ち込んでいるとき、商店通りのシャッターが目立ち始めた頃です。

そのとき、市の借金もかなりあったようです。過去に石井市政が誕生した平成12 年には、市債が一般会計、上水道、下水道、集落排水事業合わせて251 億円の市債がありました。このままでは夕張市のように再建団体になっちゃうんじゃないかと石井候補者は大声を出して選挙戦を戦い、そのときの選挙で大勝をしております。石井市政は市の借金を減らす大目標を掲げ、自らも給料の1 割カットを掲げ、市の再建に努力をしています。

2 期目に入ると、平成18 年から22 年、5 カ年間職員の給料カットを行っております。もちろん職員組合の同意を得て実施できたわけですが、職員の皆さんも大変な思いをされていると思います。議員定数も、石井時代は平成15 年の20 名から平成19 年の選挙時までは、もちろん議員発議によるものですが、14 名に減らしております。

この間いろいろありましたが、職員が生活給まで削るなら議会側もと、何回も協議をし、期末手当の2 割カットを行っております。その他、会派の視察費4 万円をなくしたり、常任

委員会の視察費11万円を5万円に、議長車の廃止や兼務書記をやめ、議会事務局職員で対応する、このように議会、当局、職員が一体になり努力してきました。海外視察もそのときはなかったので自腹で行っております。私はこのとき議長でしたのでよく覚えておりますが、この給料カットには、職員の職組の委員長は、この決断を市民の皆様はわかってくれるだろうか、理解してくれるだろうかというつぶやきが今でも耳を離れません。

このように、機構改革には職員定数の削減、補助金、助成金のカット、水道料の値上げとほかにも難しい条件をクリアし、繰り上げ償還を実施して当時の難局を乗り越えてきたと思っております。

なお、平成23年には議員年金制度もなくなっております。石井市政は24年7月に退職しておりますが、そのときの借金、平成12年251億あった借金が24年の決算を見ますと、一般会計で74億6,900万、上水道で31億4,900万、下水道で71億3,400万、集落排水で7,700万、合計で178億3,000万に減らしております。ですから、平成12年にあった251億、24年には178億ですから、約73億円の借金を減らしております。

では、定数の本題に戻りますが、全国平均というのは1万5,000人から2万5,000人の市は41団体あります。比較して見ましても13名は最下位に位置しております。皆様にもなじみの北海道の美瑛市14名、富良野市16名、山形県の尾花沢市16名、山梨県の大月市14名、岐阜県の飛騨市は14名、高知県安芸市も14名、須崎市16名、宮崎県のえびの市が15名等々です。この41団体の平均値は人口で2万599名、定数は15名となっております。ちなみに報酬、話題になりました報酬は31万4,439円、期末手当は4.169カ月分でございます。下田市は報酬は29万、期末手当は加算給を加え3.565カ月となっております、最も低い位置にあります。

この状態にある中、なぜ定数減に賛同するのか。やはりこれは景気対策をしなければならんと思っております。当局初め、市、職員、市長、議会、職員一体となって観光交流客の増を進めなければならんと思っております。そのためには、大変効果のあると言われる伊豆縦貫道の担当局である国交省、県、中部陸運局への陳情を重ねなければならんと思っております。今までは自民党関係者、森県議を中心に行ってきております。それから県の陳情等は、公共事業は普通は国が2分の1、残りの半分を県、国で負担するわけですがけれども、なるだけ市の負担金を少なくし、県にもってもらおうという、そういう陳情を重ね、下田の港湾の防波堤等は9割が県、市が1割というふうな状況もきております。

そのほか、まちづくり、空き家対策、里山づくり、オリーブのまちづくり等、市の重要課題、地域おこし協力隊、それから企業人アドバイザー等を含めた中で一体となり推進してい

かなければ景気はよくなりません。そういった費用を議員1人分の四、五百万、予算に議会費として事務局に確保して、議長、副議長ばかりでなく、議員全体で市民とともに下田市を元気にしていくべきだと思っております。

ほかにもいろいろありますが、議会全体で検討し、活性化のために自由に使える予算も確保すべきだと思っております。このような観点から、1名減に賛成でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんか。

7番 大川敏雄君。

〔7番 大川敏雄君登壇〕

○7番（大川敏雄君） 私は、発議第7号に対しまして賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、この12月の定例会に橋本議員が下田市議会議員の定数削減を議員発議により条例改正案を提出したことに対して、心から敬意を表するものであります。

橋本議員は常日頃、前回の、つまり平成27年4月に執行されました下田市の議会議員の選挙において、議員定数削減を選挙公約の一項目に挙げ選挙戦を戦ってきたので、ぜひ任期中には実現したいと常々述べておられました。私も昭和50年に議員になったわけですが、それ以降、今日まで橋本議員が紹介したように、8回にわたり議員定数減を行ってまいりましたけれども、毎回積極的にこの議案に対しては取り組んでまいりました。そういう意味では、今回、橋本議員のこの議員提案に進んで賛成をさせていただいたものであります。

今回、橋本議員が議員定数減を目指した本提案に対しましては、下田市民大多数の有権者は心から賛成しているものと確信をしているものであります。

去る9月26日、橋本議員が代表者となりまして森 温繁議員、そして亡くなられた鈴木敬議員、そして私と4名が主催しまして、下田市の文化会館におきまして開催いたしました「下田市議会議員定数削減を考える意見交換会」には、市民100名の大勢の皆さん方が参加いただきました。出席者からは、市民生活や地域経済が大変厳しいが、急激の厳しいこととあわせまして、急速なこの人口減少の進行等が強く市民の皆さん方から訴えられ、さらには、こういうことを踏まえて議会としても経費節減をさらに一層努力せよと、あるいは少数で精鋭の議会運営を目指すべきであるという意見が非常に多く述べられました。

今回、議員発議に当たり橋本議員と私は何回か協議をした結果、議員定数を1名減らし、13名を12名とする極めて現実的な実現可能な条例改正案を提案させていただきました。現在の委員会構成は、先ほども議員のほうから発言ありましたが、総務文教委員会は7名、



そして産業厚生委員会は6名の構成と相なっております。この委員会の構成を6名ずつと同数にしたとしても、議会の役割、いわゆる地方自治法上でいえば91条から100条まで議会の権限がうたわれておるわけですが、これを十分果たすことができると、長年の議員生活を通じて確信しているわけであります。このことは、同僚議員の皆さん方は十分理解、合意できる提案であると私は信じているわけであります。

最後に、見識ある判断をお願いし、賛成討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんか。

9番 伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 下田市議会議員の定数削減の提案に反対する立場で意見を述べさせていただきます。

下田市議会議員の、昨日の伊豆新聞には、有志議員3人を含む約100人の意見交換会が開かれ、橋本議員は定数削減は民意であることを実感したとの記事がありました。わずか100人で2万1,848人の市民の意見とするのは、かなり乱暴な感覚の持ち主と感じました。同じ伊豆新聞には、議員1人の有権者数、県内23市で最少という一面的な記事もありました。

そもそも市というのは、人口5万人以上が条件であったものが、特例的に3万人以上で市になれるということで市になったものですが、広報「しもだ」11月号によれば、11月1日現在の人口は2万1,848人であり、実態は町と見るべきです。単純に他の市と比較すればよいというものではないと思います。

静岡県の中の市の議員数を見れば、人口約69万人の静岡市の48人を筆頭に、議員数20人台の市が並び、市の議員数は平均22.9人、約23人が静岡県の市の平均議員数です。県内の市の平均議員数よりも10人も少ないのが下田市の議員数です。伊豆新聞が議員1人当たりの有権者数を書くならば、議員定数も23市で最少の13人と書くのが公平、あるいは公正な立場というものではないでしょうか。

比較検討するのは、やはり同規模の市町の議員数を議会の状況をもって検討すべきであり、先ほどたしか森議員の、同じデータを使っておられたようですが、全国の人口1万5,000人から2万5,000人の41市の議員数を見ると、北海道の富良野市、岩手県の陸前高田市の18人が最大議員数で、最少の議員数が三重県の尾鷲市と下田市の13人です。データを見る限りでは、下田市の議員13人は多いとは言えません。データ上は最少の議員数であります。

私が当選した頃の議員数は18人でした。当時は本当にいろんな考えや感性の持ち主がおられ、今よりも議会での議論は活発であったと記憶しています。当局提案は職員の説明を聞いてから結論を出す。今回のような議員提案については、議論を聞いた後に結論を出すといった議員が一定数いて、文字どおり賛成討論、反対討論の内容によって結論が変わる。討論のでき、ふできが全てを決するおもしろみがありました。議員数の削減に伴いまして、おもしろみのある、ある意味では一風変わった議員が少なくなり、議員活動も昔のようなおもしろさがなくなってきたように感じています。

議員は多様な市民がいるように、多様な議員がいるべきだと考えています。定数削減は多様な議員がいなくなっているということにつながっております。その分、それだけ市民の意見が、あるいは要望が反映しなくなっている。その意味で、議員定数の削減は議会力の低下につながっています。

橋本議員は、財政健全化のために議員定数の削減をするとおっしゃいましたが、議員定数の1名で100億円の財政費のうち、わずか四、五百万であります。財政健全化は議員が自らの仕事、100億円の予算に無駄はないのか、不要不急のものはないのか、しっかりと議員が議員の仕事を行うことによって、健全化の実現を目指すべきであって、削減上限四、五百万、それでチェックをする、本当に無駄はないのか、不要不急のものはないのか、しっかりと予算、決算の審議をしていくチェックマンを減らしていく。方向が少し違うんじゃないでしょうか。チェックマンを減らして健全化を目指すのではなくて、議員が自ら仕事をしていく、しっかり仕事をしなきゃいかんよと、こういう中で健全化を目指すべきではないんでしょうか。議員1人を減らせば健全化になるというのは余りにも安直であり、自らの仕事に誇りと自信を失っているんじゃないかというように感じます。

今回の議員定数の削減の根っこは、議員に対する、あるいは議会活動に対する不信が根っこであります。この不信の解消は議員が自らの仕事でもって市民の信頼を勝ち得るような、そういう仕事でもって財政の健全化を図るべき。議員の仲間を減らせば健全化になるというのは、余りにも議員としてのプライド、あるいは仕事への情熱、責任感、こういったものが欠けている提案じゃないんでしょうか。

僕は、この議員定数の削減にやはり多くの市民が関心を持ち、あるいは賛成してくる根っこには、やっぱり議員はもっと仕事をしてくれと、もっとちゃんと審議をしてくれと、もっとまちの活性化に頑張ってくれと、こういう思いが根っこにあるんだろうと思います。その根っこの部分を考えない、あるいは取り組まないで安直的に審議をしていく、チェックをし

ていく人間を減らすことで解消していくのは、何かが違うんだろ。やっぱり仕事をしようと、仕事で財政の健全化を目指し、市民の不信感を解消しようじゃないか、こういう提案が行われなかったことが残念であり、また、私もここに立った賛成、反対の議員も、座られている議員も、やっぱり今回のこの提案を糧にしっかり議会を改革する、議会が市民から正しい評価、あるいはそれなりの仕事をしているという仕事への評価に取り組むべきものであって、チェックマンを減らすことにいくべきではないんだろと思います。

議員の輪、1人で議員になるわけではありません。議員の後ろには議員の住んでいる地域、住民、親類縁者、知人、友人等背景には多くの人がいます。こうした人たちの意見や思いを背負って活動をしているわけです。市民の中にも知り合いの議員がいれば、知り合いの議員にどうなっているんだ、これはこうしてほしい、ああしてほしい、そういう意見や思いを聞いている議員は、ほぼ全員が聞いていると思う。また、市民の中にも知り合いに議員がいれば、その議員にいろんな意見や思いを伝えていると思います。

議員は常に個人の思いや考えだけで活動しているわけではありません。講演会や支援者や、多くの市民からの要望や意見を背負って活動しています。また、身近に議員がいることで市政や行政に関心や意見を持ち、それを伝えることで、間接的にはありますが、市政に参加しているわけであります。

議員数を削減することは、市民の中にいるそうした自分の身近にいる、自分の身近な地域にある、あるいは親類縁者や知人、友人、こうした市民の意見を、議員数の低減は市政から遠ざけることになり、また、身近に議員がいないことは、結果的には市政に無関心な市民を増やすことにつながっていくんじゃないでしょうか。

ちょっと嫌みっぽいんですが、議員定数の削減を主張する方々は、まず隄より始めよで、自分や自分の親戚、知人、友人、知り合いは議員にならない、させないということから始めたらどうでしょうか。その状態が続くことが本当によいのか悪いのか、おのずからわかってくることだと思います。

やはり議員はこうした市民の定数削減、意見が出れば、お前ら仕事をしているのかと、もっと仕事をしれと、議会報告会もそうでしょうし、いろんな手段が全国的にあります。議会基本条例の制定等もあります。そうした方向にいかない、仕事にいかないで、議員の仲間を減らす。それが本当に市民の不信解消につながるんでしょうか。

これまでは、私が議員になったとき18人で、13人までで5人減らしました。財政は健全化につながったんでしょうか。市民の不信感は解消されたんでしょうか。市民の不信感の解消

は議員の仕事、議員活動で解消すべきものだと思います。安直に議員の数を減らせば、それだけ市政、議会、地域の要望と市政が遠くなっていくのが実態になるんだろうと思います。我々がやるべきことは、議員活動を熱心に取り組むことであって、そして不信の解消を目指すべきであって、議員の首を一つとれば解消するような話ではないと、そういう問題意識が必要なんだと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立少数であります。

ご着席ください。

よって、発議第7号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案は否決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（竹内清二君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は5名であり、質問件数は12件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1つ、防災対策とまちづくりについて。2つ、歴史まちづくりについて。

3つ、弥治川御獅子神社の再建について。4つ、新庁舎建設について。

以上4件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

議長の通告順に従いまして、主旨質問をさせていただきます。

まず、防災対策とまちづくりについてでございますが、下田市防災会議平成30年3月編集によります「下田市地域防災計画書」をいただきました。災害対策基本法に基づき策定をされたものと思います。

1つに共通対策、2に地震災害、3に津波災害対策、そして4に原子力災害、そして5に風水害、6に大規模事故の災害対策、さらにこの6編のほかに資料編の構成からなされている報告書でございます。

しかし、下田市地域防災計画は、災害が発生した際の応急対策、あるいは復旧対策を主に定めたものでございます。したがって安全性を高め、災害の危険から市民の生命、財産を前もって守るという計画には、残念ながらなっていないと、こう言えるのではないかと思います。中でも、原子力災害対策は、例えば浜岡原発の過酷事故があっても、下田市は70キロ圏外にあるので、30キロ圏内の人たちの避難をする場所であると、こう位置づけられているわけであります。したがって、何らの具体的な対策がとられていないと。

ところが、皆さん、東電の福島第一原発のこの事故を見ますと、飯館村は70キロから80キロ圏内にあって、そこが住めない事態になっている。いわゆる死の灰が降ってきて、放射能の影響によって住めない。まさに浜岡から下田の位置を考えますと、駿河湾、海は隔てるものは何もなく、70キロから75キロ圏内にあるということを考えますと、まさに伊豆半島で住んでいられなくなるということが想定がされるにもかかわらず、県の防災計画、そして市に定められておりますのは、この静岡県内30キロ圏内の人々が、何十万人の人たちがこの伊豆半島に避難してくると、とても、常識的に考えても問題の防災計画と私はなっていると思うわけであります。

このようなことから、市は当然、県にちゃんと事実や実態を見直した防災計画にするように申し出をすべきではないでしょうか。そして、ただ単に情報を集めるだけではなく、市民の生命、財産を守るような具体的な対策をぜひとも進めていただきたい。最大の対策はこの浜岡原発を廃止をする、稼働していなくてもそこに核燃料が保管されている以上、大変な事態が引き起こされるということは論をまたないところであろうと思います。

さて次に、前もっての対策は下田市はどんなものがなされているかと申しますと、地震と津波のほかの対策は、前もった対策はできていないと、こういうぐあいには言えるのではないかと思います。想定しました県の「第4次地震被害想定アクションプログラム2013」、これに基づきまして、下田市も被害を防ぐ方策を講じているわけであります。「下

田市地震津波対策アクションプログラム2013』となっていると思います。

例えば2011年3月11日、平成23年ですが、東日本大震災を参考にしました南海トラフ地震レベル2、下田市では約5,100人の方々の死者が出る、こういう想定をしているわけであり、これを2013年、平成25年から2022年、平成34年の10年間で1,020人の死亡者に削減すると、8割の被害を食い止めた、という計画になっていようかと思います。

そこで、今年はちょうどこの10年計画の5年目に差しかかっているわけですので、今日までの2013年から5年間でどのような施策を実現し、その到達点はどのようになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

産業厚生委員会では、この11月5日から7日、約7年半後の岩手県大船渡市、あるいは陸前高田市、宮城県の気仙沼市に災害復旧、特に商店街や商業、暮らしぶりの復旧がどう進んでいるかの視察をさせていただいたわけであり、災害対策といたしましては、奇跡の一本松で有名な陸前高田市が大変参考になったと私は思うわけであり、命を守る避難行動の大切さを訴えられておりました。

そこで、避難路、避難所確保の現状についてお尋ねをしたいと思います、陸前高田市では、2011年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生をする。その3分後の2時49分には、津波警報3メートル以上の津波が発生しているとJアラートで報道がされた。しかし、これ以降はこの津波のために放送ができなくなった、施設が壊れてしまった。3時10分には気象庁は6メートル以上の津波が来ると、そして3時30分には10メートル以上の津波が来ると、こういう放送が、国としてはしましたけれども、陸前高田市の市民にはこのことが残念ながら伝わらなかった、ということが言われているわけであり、そして、陸前高田市市役所は水没し、屋上に逃げた120人の命が救われたと、4時16分には波が引いていった、という経緯になっていようかと思います。

2時46分から4時16分、人口はその当時2万4,246人で、人的被害は1,771人、死者、市職員が111人、消防隊員34人、区長12人、民生委員が8人亡くなっているそうであり、家屋の倒壊数は3,341棟、1次避難所68カ所のうち39カ所が水が来たと、津波が来たと、そしてそのうち11カ所で死亡者が出ていると、こういう報告となっているわけであり、

この経過から見まして、まず避難行動を起こすための情報伝達、通信手段が大切だということが言えるのではないかと思います。何を使って下田市民に知らせることになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、ハザードマップと避難図の作成をして市民に配っていると思いますが、これらのも

のが訓練や等々でどう活用されているのか、旧市街地の人々の命を救う避難ビルやタワーは  
どうなっているのか。平成29年6月の議会の私の質問に、市長は避難タワーの研究を進めて  
おり、用地に心当たりがあると答弁をいただいているところでございます。その後どのよう  
に進められているのかお尋ねしたいと思います。

また、旧町にとどまらず、東本郷地区の人々の避難も旧町と同じような困難を抱えている  
と思いますが、いかがでしょうか。

避難所の広さは足りているのでしょうか。各避難所ごとに何人避難ができることになり、  
何丁目の何番地の人たちがどこの避難所にどう避難できるのか、こういう細かなことまで必  
要かと思いますが、これらの計画はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

なお、5年間の総括といたしまして、今まで幾らの対策費用をかけてきたのでしょうか。

また、春日山遊歩道の避難道路の整備等に今後幾らかけ、総額幾らの費用で実現ができる  
のか、その効果はどのようなことになるのか、お考えをお尋ねをしたいと思います。

次に、3点目としまして、子供たちの安全確保はいかがでしょうか。

通学路の安全確保、ブロック塀の危険箇所や対策、あるいは木造家屋や電柱の倒壊により  
ます実態は、どのように把握をされているのでしょうか。下田保育園児等の避難計画はどの  
ように進めることになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

821人の方々の避難が大変なお年寄り、障害者の皆さんが市に登録をされていると思いま  
す。どうしてもこの人たちの避難は、自動車等を使わざるを得ないと、そうしますと、その  
自動車は特別のそういう福祉のための自動車という規定をして、避難を進めていくというこ  
とが必要ではないかと思います。そういう観点から考えますと、県道下田南伊豆線の拡幅が  
ぜひとも必要だと思います。

平成30年2月8日旧町内の自主防関係者の方々、岩下区長さんを初め5人の方々が、  
1,181人の署名を集めて県知事に要望書を出しております。この県道を早急に拡幅されるよ  
う県に要望書を提出しているところでございます。この日、世話人の5人の方は福井市長と  
面会し、県は地権者の同意が得られれば事業着手する、まず用地の確保が、その協力が必要  
だと訴えられていたことを伝えたとします。市長は、市として県に要請書を提出すると、  
このときたしか回答されたと思います。その後どうなっているのでしょうか。どうかこの事  
業をより一層進めていただきたいと思います。

次に、この東日本大震災では、陸前高田市の例に見ますように、市職員、消防団、民生委  
員の皆さんが多くお亡くなりになっております。これは、避難の先頭に立ったり誘導したり、

あるいは防災のための門を閉めに行くと、陸門を閉めに行くと、こういうことの中で命を失っているのではないかと思います、やはりこれらの実態を教訓にして、下田市はどうして進めていくのか、こういう立場の人たちの命を守っていくのかということが必要かと思いますが、どのような検討がされているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、歴史まちづくりについてお尋ねします。

歴史まちづくり法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律がご案内のように平成20年11月施行になったわけであります。これに基づいて、下田市歴史的風致維持向上計画が11月13日、国の認定を受けたという報道がされておりました。大変喜ばしいことと思います。2027年度までの10年間でどのような取り組みがなされるのか、まずもってお尋ねをしたいと思います。

歴史まちづくり法は、文化財保護法、景観法、あるいは都市計画法がそれぞれ対象を限定されたものでありますが、周辺環境の整備までの対策はとられていないので、それらのものの対応をしていく、歴史的資産の活用を促す積極的な支援をするものとしているわけであります。国の主務大臣は文部科学大臣、農林水産大臣、あるいは国土交通大臣となっておりますが、当市の担当課はどのようになっているのか。多くの課にわたると思いますが、その協力関係はどういうことになるのか、お尋ねをしたいと思います。

この計画では、本市が維持すべき歴史的風致は次の5つに整理するとしております。

第1は、港町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致だと。2は黒船祭にみる歴史的風致だと。3は稲梓地域の祭札にみる歴史的風致、4は天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致だと。5は蓮台寺温泉にみる歴史的風致であると、こう規定をしておるところであります。

そこで、下田市景観条例は、下田まち遺産の認定から登録の仕組みを持っております。下田市の伝統的建造物群の保存や文化財の保存はどのような関係に、この風致地区とあるのか、お尋ねをしたいと思います。

2013年3月下田市教育委員会が作成しました下田市旧下田町伝統的建造物群保存調査報告書にありますように、安直楼等もそのままでは朽ち果ててしまうと思うわけであります。ぜひ保存できるような対策をとっていただきたいと思うわけでありますが、積極的な対応を望んでまいりたいと思います。

次に、この風致地区の具体的な課題としまして、私は弥治川御獅子神社の再建についてお尋ねしたいと思います。弥治川町に御獅子神社を戻す会の趣旨に市は賛同し、積極的に支援



をすべきという立場からご質問をいたします。

御獅子2頭のご神体は、今から約400年ほど前の1643年、二代奉行の今村伝四郎正長公の頃、伊勢の国より弥治川へ引っ越し、居住しております伊勢屋五兵衛と申す者がいたと。その跡は大川屋五兵衛である。天照皇大神が天岩戸へ隠れたもうとき、多くの御神たちが神楽を奏したと。そのとき獅子を造刻したと、その残り木を伊勢大社内に秘蔵されていた。そのことを知った伊勢屋五兵衛さんが、そのこっぱをわずかに頂戴して、職人にその木を込めた獅子頭をつくらせたと。伊勢から譲り、守り、移して下田に祭ってきたと、こう伝えられているわけであります。

これは下田市教育委員会の文化財シリーズナンバー16、「編年 下田年中行事」弥治川町獅子のことということで記されていることでもあります。また、下田八幡神宮の例大祭のときと思いますが、おみこしの前をパレードしていたそうでございます。御獅子の宮入り等の準備等で当時の若い衆がもめて、お役人の調停を申し立てたと、葦山のお役所に調停を申し出たというような記録も残されているわけであります。そして、その後、この八幡神社の先頭には立たずに、6月の例大祭に地元の弥治川区の人たちが祝っていると、こういう経過で今日まで参ったようであります。

この当時は、現在の前田 實さんの通り、細い路地でそのたもとに祭られていたということのようであります。ところが、この昭和の代に入りますと、いわゆる海軍道路がつくられ、港病院への道が拡幅されました。そして、これによってこの御獅子神社は日の丸自動車がありましたその横、了仙寺の入り口に祭られ、久しくあったわけであります。そして、今日また、平成25年8月、今度は県道下田港線、都市計画道路であります下田港横枕線の拡幅修正工事により、八幡神社内に仮宮が完成し、平成25年8月29日に遷霊祭がとり行われたということが新聞報道されておりました。

当時の区長であります渡辺哲也区長は、御獅子さんを八幡神社に預けるのは仮の姿であることを肝に銘じ、一日も早いお社再建に尽力いたします、区民にこう報告をしているわけがあります。住民の信仰対象であり、下田の風情を担っていた御獅子神社の再建に、市は協力、努力していただきたいと思うものでございます。それこそ歴史まちづくりの具体的な課題であると私は考えるものであります。

協力すべき内容は、まず静岡県との交渉であります。神社を移転する、社を移転するときは、それ相応の手続が必要だろうと思います。信仰するのは弥治川町の人だけではないからであります。そして、それらの社の資産調査をして、どのようなものはどのような価値があ

るものがあるかと調書をつくらなければならいことになっていようかと思います。具体的には、石の鳥居や社、そして石灯籠や石垣、石によります手水所、手洗い所、あるいは芸妓組合の皆さんが寄附されたと思います石垣等がありました。そして、奉納物があったわけであります。高いヤシの木2本、ウバメガシなど、その植物で修景もされていたわけであります。

これが458万3,884円という移転補償が弥治川町に支払われているわけでありますが、このように、県の対応について私は問題があると思うわけであります。単なる家屋の移転とは違うわけであります。県は再び弥治川町にお社を戻すことに責任があると私は思うわけであります。それも、管理しているからといって、弥治川町の区長さんに補償費を支払えばいいというようなこの問題の解決の仕方も、課題があるんじゃないかと思うわけであります。市がこの点で解明し、解決に手をかすべきと思うわけであります。

行政が、自らの道路拡幅のためにこのような風情あるみんなの信仰物を、仮宮とはいえ、どこかに移して社そのものをなくしてしまっていていいと、こういうことに私はならないんじゃないかと思うわけであります。歴史的まちづくりのこの法律は、こういうことがないように、この法律が私はできたものと思うわけでございます。ぜひとも当局は、市はこの弥治川区の皆さんが地元に戻したいというこの思いに手をかしていただきたいと思うものでございます。

そして、これは弥治川区だけではなく、まさに旧町のまちづくりをどう進めていくのかということにもつながってまいります。先ほどの安直楼や、あるいは下田の伊豆石やナマコ壁の石原邸や等々多くのものが指定登録されていると思いますが、これらの保存ともつながってまいりと思うわけであります。

次に、新庁舎建設につきましてお尋ねをいたします。

11月8日、9日、この臨時議会で1,800万円の基本設計にかかわります追加予算が可決されました。まず、そこで建設予定地の取得がなければ建物は立たないわけでございますので、10月18日の新庁舎建設に伴う検討会、これは当局の主催でございますが、住民の合意、つまり議会の合意が得られなければ、期限までに土地収用法等の事業認定を出すことができない見込みであると担当課長は述べていたわけであります。

そこで、土地収用法の事業認定を受けるということはどういうことで、どのような手続で今日進んでいるのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

また、稲生沢中学校跡の新庁舎に係る利用については、どこでどのように検討されることになっているのか、あわせてお尋ねいたします。特に、庁舎の出入り口の改善、駐車場

の確保、体育館や校舎の利用については、プロポーザルでも提案されているところですが、明確にしていくべきものと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新庁舎建設設計特別委員会報告等に基づいての改善はどのようになされ、どの点が改善されなかったのか、その理由を明らかにしていただきたいと思ってお尋ねをするものであります。

特に、下田プロムナード、つまり1階を貫く散歩道、幅員7.2メートル、長さ20メートル、まさに国道並みの通路を1階のど真ん中に通そうというわけであります。私の9月議会の質問に、市長は改善すべき事項はどこかという質問に答弁されております。下田プロムナードだと、こう答弁をしているところがございます。市民ニーズの高いゾーンを1階に配置するようにという、この特別委員会は指定をしているわけですが、課長は市民ゾーンは要らないと書いていないと。しかし、内容的には市民ゾーンが皆さん、果たして利用価値のある、利用頻度の高いところなんではないでしょうか。選挙に使うそうですが、選挙は市議会議員は4年に一度、衆議院、参議院の選挙はありますが、必ずしもここを使わなければならないということではないと思うわけであります。

その一方で、健診施設が設置がされていないと、1年後の技術棟にするんだと、こういう形になっているわけがございますので、1階に健診施設等ができれば、この1億7,000万から2億円もの健診施設の改修費は削減することができると、こういうことにもなろうかと思うわけであります。

そして、市民に配られているこのチラシ等を見ますと、1,800万円のこの追加予算は議員の責任だと、議員は責任をとれと、こういう意見が市民の中にあるんだと、こういう指摘でございますが、これは全くの的外れではないかと思うわけであります。執行責任は当局にあるわけであります。議員は当局が出したものを吟味し、どこに無駄があるか、不都合な点はないのか、それを指摘するのが議員本来の仕事であります。それを、指摘をしたから議員が悪いんだと、こんなばかげた議論には私は当然ならないと思うわけであります。このような混乱した意見をきっちり整理していくためには、これは当局の責任であると、市長及び副市長が自らそういう姿勢を示すことではないかと思うわけであります。

この委員会の中で、あるいは検討会の中で、担当の課長は全く当局の責任であると、こういう答弁を繰り返ししているところがございます。特別委員会での副市長の発言は、自分たちの説明が不十分で議員の理解が得られなかったことが問題であったと、自分たちの見解は正しいんだと、こういう姿勢は言っていたわけであります。そして、軽微なことであれば受

け入れるけれども、基本的には当局は提案しているこの計画案どおりにやるんだと、こう言い張ってまいったのではないかと思います。この経緯からいいましても、やはり今日の案は木に竹を接ぐような理念のない計画案になっているのではないかと思います。

設計料は1,800万円追加したといいましても、使い勝手がよくなり無駄を省くような点からすれば、当然建設費が削減がされていくと、こういう観点をどうして当局は申し述べないのか。全体的に物事を見ようとしていないのではないかと思うわけであります。

次に、3階に配置することにしました議場施設には、コンサートができるようなものにするのでしょうか。90日ぐらいしか議会は使わないから、その他の日は市民に開放するんだと、これが当局が開かれた議会の内容と私は理解をいたしますが、この見解は変わらないのでしょうか。やはりこのような見解は訂正をしていただかなければならない内容を含んでいると思うわけであります。

市長室の各配置はどのようにするのでしょうか。また、広過ぎる市長室ゾーンにという批判にどう答えようとしているのか。市長室専用のトイレ、シャワー施設はどうしたのでしょうか。

災害時の拠点となる庁舎に、災害対応の自家発電装置を設置するということは欠かせないことであると思います。そして、どのような能力のものをどこに設置をするのかお尋ねをしたいと思うわけであります。設計業者との打ち合わせの資料を見ますと、屋上に400キロボルトアンペアのものを、あるいは200キロボルトアンペアのものを、400と200をそれぞれ1基ずつ置くとか、200を2つ置くとかいろいろ検討をしているようであります。そして、それも軽油とか重油とか、あるいはガスとか、どういう燃料で何日間使えるようなものにするのか、こういうことが必要かと思いますが、どのような検討がされているのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

屋上にあります自家発電装置のこの配置図は、いわゆる消防法に定められております屋内消火栓を、この建物の中には配置しなければならないのではないかと思います、そういうもの、発電装置としてあるのではないかと、長時間災害用に対応できるものに今日なっているのかどうか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、誤解を解くためにあえて言っていきたいと思いますが、特別委員会で議論をしました資料に基づいて私たちはやってきましたけれども、特別委員会が立ち上がる前に全議員に配られました当局の資料には、残念ながら屋上の資料は入っていませんでした。

したがって、自家発はどうなっているんだと、こういう質問が議員から特別委員会の中で

出されました。しかし、これに対する当局の明確な回答がその時点でなかったと、こういう経過を踏んでいるわけであります。その後、8月29日かと思いましたが、当局から屋上まで含めました、こういうぐあいに改正しましたという図面が提出され、その中には自家発を屋上に置くという図面が確かに記載がされていたと、こういう経過ではなかったかと思うわけでありますが、この点の事実についても明らかにしていただきたいと思うわけであります。

今後の進め方について、まずお尋ねします。

今後の建設スケジュールや財源確保について、どのような形で進めるのか。緊急防災・減災対策債を使うんだといいますが、このシステムも私は延期がされるんじゃないかと思うわけであります。

さらに、工事発注、入札形態についてお尋ねいたします。

10月18日の検討会では、担当課長は、発注形態でありますけれども、分割発注の場合は一括発注と比較して工事の増加、工期が延びる可能性が高いようなことで考えておりますと担当課長は発言しておりますが、市長は、分割発注して地元の業者の皆さんが参加できるようにしたいと、答弁をたしかしていたのではないかと思います。これらの食い違いをどのように理解をしたらよろしいのか、どういう方向で進めようとしているのか、あわせてお尋ねをしたいと思うところでございます。

以上、主旨質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） まず、沢登議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、防災計画の件でございますけれども、これは県の想定に基づいて、下田市としても防災計画を作成しておりますので、そういった観点からは、県とこれからもいろいろ調整しながら、修正すべき事項は修正していきたいというふうに考えております。

次に、避難タワーの件でございますけれども、これは私たちとしても、避難タワーを構築するということで動いてまいりました。努力しましたけれども、旧町内には条件に見合う土地がないと、そして売却もしていただけないというふうなところでございまして、旧町内には現在のところ避難タワーは、近々のうちにつくれるということはないんじゃないかというふうに思っています。

その代替案として、市民文化会館の屋上も検討しました。しかしながら、もうご案内のと

おり、屋根が平らではないということで、その改修または、それ用にまた支柱が必要で、人が上に乗るということになる、その過重に耐えられないというふうな結論も出ておりまして、なかなか近くに避難タワーをとということが今のところ不可能でございまして、東本郷には伊豆新聞社の社屋の屋上が避難適地ということで、耐浪性もあるということで指定させていただいております。

したがいまして、今のところ皆様には春日山の避難路を使っていただきまして、下田公園まで避難していただくと。あるいはまた現在、敷根公園までの避難路を整備しておりますので、そういうところを使って敷根公園まで避難していただく、あるいはまた小山田から敷根1号線に抜ける避難路も今、敷根1号線に出る階段は非常に急でございまして、現在斜度が32度でございまして、それを16度まで緩く斜面をしようという工事をやっております。そういったところから急いで避難は高台のほうに逃げていただくということでお願いしたいというふうに思っております。

次に、県道下田南伊豆線の拡幅についてでございますけれども、議員の口述原稿、口述された中には、市長は主として県に要請書を提出すると回答されていましたがというふうにおっしゃっているんですけれども、いや、全然そういう覚えがないんですよね。何か淡い期待のもとにこれを書かれたじゃないかというふうに思うんですけれども、といいますのは、私は今の記憶では、来られたのは橋崎さんと、そして伊藤議員と、進士濱美議員だったというふうに思うんですが、最初に県の総合庁舎に行って県知事宛てに署名を出してきましたということの報告で、サイドインフォメーションとして下田市にもこれを渡しますという趣旨だったというふうに記憶しております。そのときには、具体的な私は約束はしていなかったというふうに思うんですが、周りの人にも、一緒に出席した建設課長にも尋ねたんですけれども、そういう約束はしていないということでございますので、ご了承願いたいというふうに思います。

次に、御獅子神社の件についてでございますけれども、これは政教分離の件について憲法にうたわれております。第20条に、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」というふうに20条には定められています。第89条には、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支

出し、又はその利用に供してはならない。」というふうに憲法の2カ条に、信教の自由と、そして政教の分離について述べられています。その憲法の規定に沿って、市としても施策をしていきたいというふうに考えております。

次に、新庁舎の建設の件で、1階のプロムナードについて、私が改善すべき事項というふうに約束したというふうに述べられていますけれども、これもまた過望な願いをここに書いたんじゃないかというふうに考えているんですが、私は議事録を見ると、検討するというこままで言っているんですけども、改善すべきであるということは一言も言っていませんので、そのこのところもご理解していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 続きまして、私のほうからは、ちょっと質問の順位と飛びますけれども、私の名前が出てきているところが新庁舎の関係のところが出てきておりますので、そのところについて答弁をさせていただきます。

この質問書の中では、私の10月18日の検討委員会での発言を引用しまして、1,800万円の増額の補正に至ったものは、当局の説明不足によって発生したものと私自身が認めているがとくのご指摘があったわけですが、それは全くの事実誤認でございます。

そもそも質問書の会議録のほうの抜粋は、どのような意図かわかりませんが、前段の一部が省略されております。その省略の部分は、私はこれまでの情報提供や意思疎通に当たっては十分な配慮、対応をしてきたつもりであります。私の認識を明確に申し上げております。しかしながら、結果的にこちらの意思が十分に伝わらなかったとすれば、説明の仕方を今後反省し、今後の事務執行の糧にしたいと、つまりこの経験を今後の事務執行に役立ててまいりたいと申し上げているわけございまして、1,800万円の増額補正が当局の説明不足が原因であると、それによって生じたということは、全く申し上げておりません。

以上であります。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） それでは、私のほうから防災対策とまちづくりについての、平成25年度から5カ年でどのような施策を実現し、その到達点はどの辺にあるのかということなんですが、平成25年度からアクションプログラムに基づきまして事業を行ってきたわけですが、現在、津波避難シミュレーションでは、円滑に避難できた場合の死亡者は55人とい

うことが推定されております。この結果に近づけるべく、円滑な避難に結びつく避難路整備等を行ってきたところでございます。

平成25年度以降に防災安全課が行った事業で主なものを上げさせていただきます。

まずは、ハード系対策の施策です。

平成25年度に下田幼稚園前避難路整備、小山田地区から敷根1号線への避難路整備、下田市民スポーツセンターへの非常用電源発電機設置、平成26年度に丸山避難路整備、平成27年度に春日山遊歩道避難路整備測量、下田中学校体育館への太陽光発電システム整備、平成28年度に春日山遊歩道避難路の第1期整備、平成29年度に春日山遊歩道避難路の歩道橋の修繕を含む第2期整備、下田幼稚園上から敷根地区への避難路整備測量、平成30年度には、これまでに浜崎小学校へ非常用トイレ整備、飲料水兼用耐震性貯水槽整備、敷根地区から敷根公園への避難路整備測量が終了し、そのほかに下田幼稚園上から敷根地区への避難路整備工事、各小学校体育館への非常用電源装置、整備など取り組んでいるところでございます。

それと、他課の事業としましては、落合浄水場の非常用発電機設置、武山配水池非常用電源改良、学校体育館のガラス飛散防止措置及び天井落下防止を兼ねた照明のLED化などが上げられます。

次に、ソフト対策系でございますが、平成25年度に津波ハザードマップ作成、配布、ヘルメット及び救命胴衣の購入費補助事業整備、平成26年度に孤立予想集落への衛星携帯電話の配備、土砂災害ハザードマップの作成、配布、津波避難計画の作成、平成27年度に耐震シェルター整備補助事業整備、平成28年度に家具等転倒防止促進補助事業整備などがあり、継続事業としましては、自主防災組織強化事業、備蓄用食料、資機材の整備、避難誘導標識の設置、防災倉庫設置などを行っております。

アクションプログラム全体の進捗率としましては、平成28年度に調査した時点では、およそ90%の事業が計画どおりに進捗しておりました。今年度がちょうど中間点となりますので、改めて進捗確認をする予定でいるところでございます。

次に、通信手段は何を使ってどのように市民に伝達されるのかということなのですが、市民への伝達手段としましては、同時通報無線による一斉放送が主な手段となり、これに伴う防災ラジオでも同時に伝達されております。そのほかには緊急速報メール、登録制の一斉メール、フェイスブック、下田市サイトのトップページなどの掲載により伝達を行っているところでございます。

続きまして、ハザードマップと避難図の活用についての旧市街地の人々の命を救う避難ビ



ルやタワーは必要ではないのか、東本郷地区の人々も旧町内と同じだと思うが、どうでしょうかということなのですが、旧市街地の津波避難ビルにつきましては、駅前のとん亭ビルまでを含めると8カ所ありましたが、平成27年度に行った耐浪調査対津波性能調査により、全てが不適合とされました。また、平成28年度に一丁目のN T Tビルの調査を行いました、こちらにも不適合になりました。

避難することに対して安心感が与えられるという点に関しては、近くに安全な場所があるということは必要な部分ではありますが、調査結果を見ますと、既存の建物で旧市街地において想定されている浸水深に耐えられる建物の確保は難しいと考えざるを得ません。

先ほど市長からの答弁ありましたように、市民文化会館の活用や一丁目、二丁目の津波避難タワーの建設も検討したところですが、いずれも立地条件等の関係で断念したところでございます。東本郷地区につきましても、先ほど市長から答弁ありましたとおり、本年1月に津波避難ビルとして指定をさせていただいているところでございます。

次に、避難所の広さは足りているのでしょうか、避難所に逃げることのできる人間は何人でしょうかということなのですが、現在、津波災害で利用できる指定避難所は、福祉避難所も含め33カ所ございます。避難所の収容可能人数を算出するに当たり、適正とされているのが3平米に1人となっておりますので、該当する各施設の床面積等から適正とされる収容人数を算出すると、合計3,850人となります。

ただし、現在見積もられている避難所収容適正人数は、小・中学校においては体育館分しか見積もられておらず、校舎での避難者受け入れは、学校再開を見込み対象外となっております。市民の半数以上が避難者となる大災害のもとで、学校再開まではかなりの時間を要すると思われますので、校舎での避難者受け入れについて、現在、計画策定を進めているところでございます。全ての校舎での受け入れが可能となれば、被害想定で見積もられている避難者数と不足分はほぼ解消できるのではないかと見ておるところでございます。

続きまして、今日まで幾らの対策費用をかけてきたのか、また春日山避難道路整備に総額幾ら費用をかけたのか、その効果はどのようなものなのかということなのですが、平成25年度から今日まで防災安全課が行ってきました主な事業の費用としましては、避難路、自家発電などの整備、ハード事業で約3億2,000万円、ハザードマップの作成、避難誘導対策事業、備蓄食料、資機材の整備、自主防災組織等に対する補助金などのソフト事業で2億1,900万円となっております。財源につきましては、主に県の補助金2分の1から3分の1の補助金を活用させていただいております。

このうち、春日山遊歩道避難路の整備につきましては、平成27年度から29年度の3カ年で事業執行をしました。事業費は平成27年度で599万7,000円、平成28年度は2,195万5,000円、平成29年度は歩道橋の修繕工事を含め8,005万4,000円、観光施設整備事業分で3分の2の額を県から補助していただき、残りの分については県の交付金を充当しておるところでございます。

本事業の効果としましては、二丁目から五丁目にかけての住民、下田小学校児童及びペリーロード周辺観光客の避難路の確保並びに避難者の孤立化の解消が図られると思っております。

続きまして、東日本大震災では、市職員、消防団員、民生委員等が多く亡くなっている。このような人々の命を守る方策、対策は進められているのかということなのですが、市の職員につきましては、平成26年度に下田市職員初動マニュアル、消防団員につきましては、平成27年度に消防団活動安全管理マニュアル、津波災害時編を作成し、安全確保第一の考えを周知徹底をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 通学路の安全確保でございます。

6月に発生いたしました大阪府高槻市の事故を受けまして、通学路周辺におけるブロック塀につきましては、建設課と合同で調査を実施いたしまして、危険と思われるブロック塀の所有者に対しましては、ブロック塀の点検、改善方法について説明をしたところでございます。この結果につきましては、各学校にも報告をいたしまして、危険と思われる箇所についての対応といたしましては、両側歩道があるような場合には、安全と思われる側を歩くことや、大きな揺れを感じた場合には、ブロック塀から離れる等の指導をいただいているところですので。

また、警察ですとか道路管理者、県土木、市の建設課ですね、それから市の防災安全課、学校、PTA、地域代表が一堂に会しまして、防犯対策を含めました通学路合同点検を実施しておりまして、危険箇所の確認、情報共有、安全策の協議等を行っているところでございます。

次に、下田保育所の避難計画というようなご質問でございます。

下田保育所につきましては、毎月避難訓練を実施しておりまして、うち津波を想定した避難訓練は5回計画をしております。今年度におきましては、6月、9月、10月と3回、下田

幼稚園までの避難訓練を実施しております。下田幼稚園には乳幼児の一時的な避難物資を備えるほか、園児個人の避難袋も配備しているということでございます。昨年度、徒歩による避難が困難な乳幼児の避難用に、電動アシスト付きの避難車を整備したこともありまして、下田保育所から下田幼稚園までは約12分ほどで避難を完了しているということです。

また、昨年12月には、春日山避難路への避難訓練も実施しておりまして、複数の避難先ですとかルートの確保が重要と考えておりますので、今後も避難計画に組み入れて実施していきたいと思います。

園におきましては、毎回、避難訓練の反省会を行っておりまして、問題点等を話し合いながら改善に努めているところでございます。今後も園児の安全確保を最優先に、また保育士の負担軽減も図りつつ、安全で迅速な避難を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうから、まず防災対策のまちづくりについて、通学路の安全確保の関係ですけれども、通学路沿いの昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の拾い出しは行っておりませんが、ブロック塀につきましては今、学校教育課長からの答弁にもありましたとおり、合同で現地の確認を行い、塀の高さ、控え壁の有無、傾き、ひび割れの有無など、点検いたしまして、改善が必要だと思われるお宅に対しましては、訪問し、ブロック塀の点検方法等が記載されたパンフレットの配布と、改善に対しての補助制度の説明などもさせていただきまして、そのうち1件の方からブロック塀の撤去に係る補助金の申請をしていただき、現在、撤去工事を行っている箇所もございます。

引き続き耐震化に関する補助制度等の広報に努め、木造住宅では専門家による無料の耐震診断や耐震補強工事への補助、ブロック塀では撤去や改善に要する費用への補助を行い、耐震化を推進してまいります。

続きまして、県道下田南伊豆線の拡幅の関係でございます。

県道下田南伊豆線につきましては、発災時における避難用道路として強く認識しておりますが、基本的に車両での避難というものは想定しておりません。しかしながら、多人数の避難歩行者の安全や要支援者にも配慮した場合、実現性が高く、また効果的な対応策としまして、津波避難警報の発令時に消防署から佐倉医院への向けての一方通行化の協力依頼看板を、この1月中に沿道へ設置する予定でございます。

また、市民の皆様からの拡幅の要望を受け、担当課レベルでは県の方と話をしたのですけ

れども、道路管理者である静岡県の方からは、地元の地権者全ての同意が得られれば事業着手が可能ではないかとの回答をいただいております。地元区の意見としまして、複数軒が連なる移転を伴う全線拡幅については難色を示されております。防災的見地から道路拡幅が必要だという認識はございますけれども、沿線の住民の方々の理解が得られなければ拡幅はできません。今後、居住者や地元区の協力が得られた暁には、県と事業着手に向けた手法を模索していきたいと考えております。

続きまして、下田市歴史的風致維持向上計画は国の認定を受けたが、2027年度までの10年間、どのような取り組みがなされるのかというご質問ですけれども、歴史的建造物に関する事業、歴史的建造物の周辺環境に関する事業、歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業、歴史的風致に関する情報発信や周遊性に関する事業に取り組んでまいります。

計画では、先ほど沢登議員からもお話しありましたが、維持向上すべき歴史的風致5つを挙げておりまして、既に取り組んでいる事業も含めると、まず、地域的に重なるところの多い港町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致と黒船祭にみる歴史的風致につきましては、歴史的風致形成建造物の維持管理への助成や、歴史あるまちなみに調和した空間の整備を図るための道路修景舗装、ポケットパークといった憩いの空間づくりを、稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致につきましては、定住者の増加を図るため、農業次世代人材投資資金を活用した新規就農者への支援を、天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致につきましては、天草漁従事者の後継者育成、蓮台寺温泉にみる歴史的風致につきましては、沿道への公園整備や吉田松陰寓居処等の周辺による景観形成の促進といった事業ができるものから取り組んでいく考えでおります。

続きまして、下田市の担当課はどこになるのかというご質問につきましては、計画の作成に当たりましては、歴史的風致維持向上計画策定協議会としまして、建設課と生涯学習課を事務局とし、統合政策課、観光交流課、産業振興課も加わって取り組んでまいりました。今後につきましても、歴史的風致維持協議会として計画の進捗管理を行っていくこととなりますので、建設課と生涯学習課を中心として関係各課と連携して進めていく考えでおります。

次に、下田市の伝統的建造物の保存や文化財の保存とはどのような関係となるのでしょうかというご質問でございます。

国の指定文化財は文化財保護法により、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものが指定されております。県の指定文化財は、国の指定文化財以外のもので、同様に県にとって重要なもの。市の指定文化財は、市内に存するもののうち、国や県の文化財に指定され

たものの以外のもので、市にとって歴史上または芸術上価値の高いものが指定されております。昭和60年4月に施行されました下田市歴史的建造物保存条例において、下田市固有の風土の中で歴史性を保ちつつ、かつ周囲の自然及びまちなみを調和する建造物を歴史的建造物に指定し、修理等の費用の一部を補助してまいりました。その歴史的建造物に安直楼等は指定されておりました。

平成22年7月に下田市歴史的建造物保存条例を廃止し、下田市歴史的建造物保存条例で歴史的建造物に指定されていた建物は、同時に施行された下田市景観まちづくり条例に基づく登録まち遺産のほうに移行しております。平成30年4月に歴史的風致を形成する建造物として指定したい登録まち遺産を含みます市として伊豆石やナマコ壁づくりの建造物について、その所有者の皆様意向調査を行い、歴史的風致形成建造物に指定することについて賛同が得られた建造物の中に、安直楼さんも含まれております。

伝統的建造物群は、文化財保護法において周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いものと定義されており、建物単体に着目するのではなく、伝統的建造物群保存地区として守るべき範囲の決定及び保存を行うためのものとなります。

歴史的風致形成建造物につきましては、修繕等にまちなみ環境整備事業により国費の補助が受けられますので、所有者様と協調を図りながら、そういった制度を将来にわたって保存していきたいと考えております。制度の活用につきましては、所有者様の意向があって初めて成立するものでございますので、連絡を密にして取り組んでまいりたいと思っております。

すみません、弥治川御獅子神社の再建についてですけれども、御獅子神社につきましては長い歴史があり、地域の皆様に信仰されてきているということは理解しております。県道の拡幅工事を行うに当たりまして、弥治川町には静岡県から物件補償費として458万3,884円が支払われ、その補償費の一部で仮移転先の下田八幡神社内の仮宮の整備がされ、残金は積んでおくこととするというふうになっております。

市としまして、再建場所の案があればご提案もできるのですが、今のところ具体的なこという場所がございません。弥治川町に御獅子神社を戻す会の方が静岡県に再移転の相談をされたときには、皆様が合意できる移転適地が決まった上で相談していただければ、可能な限り協力させていただくという回答があったと伺っております。地域の皆様で移転先の話し合いをしていただければと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 質問者にお諮りいたします。

ここで休憩を挟みたいと思いますが、よろしいですか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（竹内清二君） では、これから15分休憩といたします。

午後 2時 6分休憩

---

午後 2時21分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私からは、民生委員の方の方策についてお答えさせていただきます。

災害時における民生委員、児童委員の活動につきましては、東日本大震災を受け、全国組織である全国民生委員児童委員連合会において指針が取りまとめられております。発災時の活動概要としては、自らと家族の安全確保を最優先としつつ、要援護者の安否確認等の活動に取り組むことが示されており、民生委員自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考えること、自らの安全と健康を守ることが何より重要であることを基本視点に置き、今後の活動を検討するよう求めています。

本市におきましても、この指針を受け、自らの安全確保を最優先すべきであるとの認識に立っております。

私からは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 私のほうからは、弥治川御獅子神社の再建についての中で、下田市の文化財、信仰物として、市がかかわる教育史、弥治川区での再建を実現すべきじゃないでしょうかというご質問に対しましてご答弁申し上げます。

地域には歴史的な仏像や書物、伝統的な祭事などが過去から現在へと伝わっております。これらは客観的な価値づけのもと、文化財として定義づけられまして、将来にわたって保護、保存するものでございます。こうした中、特に重要であるものは指定をいたしまして、手厚く対応するというのは、文化財保護行政の趣旨でございます。客観的な価値づけというのは、

図面や写真など現況を伝えるもの、また指定状況を満たしていることを証明する書類、所見書といった多くの資料をもとに検討を重ね、位置づけるものでございます。

御獅子神社のご神体につきましては、議員ご指摘のように下田年中行事にて伊勢神宮とのかかわりに関する記載がございますが、客観的な価値づけといたしましては、資料や記録等がないことから、検討することが困難な状況にあり、文化財としての指定は困難であると考えてございます。

また、市のかかわりににつきましては、冒頭市長が述べたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、新庁舎建設について。

まず、土地取得と稲生沢中学校跡地の利用についてという質問事項でございますけれども、新庁舎建設予定地の土地取得に向けた進捗状況についてでございますが、地権者とはおおむね良好な関係で内諾を得ております。土地収用法に基づく事業認定につきましては、国土交通大臣または県知事が、事業が真に公共のためになるものであり、公益性を有することについて認定する手続でございます。現在は基本設計、再構築の作業中であり、必要書類の作成途中でございますが、基本設計が作成され次第、建物の平面図などの事業計画資料を添えて申請することとなります。

稲生沢中学校跡の新庁舎に関係する利用につきましては、事業費の縮減につながる活用を念頭に、ランニングコストなどの費用対効果などを勘案し、職員ヒアリングなどを行いながら技術棟を健診機能として使用する方向で設計作業を進めております。

続きまして、新庁舎建設設計特別委員会報告書に基づく改善点についてといったご質問にお答えさせていただきます。

新庁舎建設設計特別委員会からの報告書に対する基本設計再構築の考え方といたしましては、検討会や11月8日の市議会臨時会議で説明させていただきましたが、限られた時間の中、市の財政負担の大幅増にならないよう、かつ最大限報告書の意見に沿った提案ということで、1階に行政窓口などの執務スペースを配置し、3階に議会機能を配置するプランで一定のご理解のもと、基本設計を見直すための補正予算を可決いただき、基本設計の再構築を実施しております。

当局、市議会、お互いによりよい新庁舎を建設するために検討を重ねてまいりました。庁内においては、6月21日に各課職員によるヒアリングにて、職員の利便性、設置計画案を確

認し、6月24日、28日、市民ワークショップでのご意見などの市民意見も参考にしながら、基本設計を作成してまいりました。7月5日の新庁舎建設基本設計に係る議会関係施設等検討会において、9月までに基本設計を作成したいということを事前に市議会へ申し入れましたが、新庁舎建設設計特別委員会の設置に伴い、完成直前の9月12日に報告書が提出されました。

当局といたしましては、特別委員会の報告を重く受けとめ、基本設計がおおむね完了している状況でありましたが、代替案を提案させていただくために、基本設計の再構築業務が必要となったものでございます。したがって、再構築業務が必要になったことは、当局には責任がないものと考えております。また、可決いただいた補正予算による基本設計の再構築業務を再度中断し、再見直しを行うことは、多くの市民が望む安全な庁舎の早期完成に反するものと考えます。

議場施設におきましては、再三ご説明申し上げておりますとおり、議場として必要な機能を整備するためのものでございまして、コンサートを開催するための施設整備をするものではございません。ただし、議場に必要30本以上のマイクや傍聴者にも聞き取りやすいスピーカー配置などの音響設備等を整備することにより、結果的にミニコンサートなどが開催できる程度の性能を有するものでございます。

市長室ゾーンにつきましては、もともと専用の水回りというわけではございませんが、既存の水回りと近い配置にするなど、配置関係の見直しにより、既存設備と共用化することを検討しております。

災害対応の自家発電装置につきましては、8月29日開催の市議会全員協議会において配付いたしました計画図の時点においても、屋上に設置する計画となっております。

なお、自家発電装置につきましては、災害に対応するための設備でございます。

また、自家発電装置の性能についてのご質問がございましたが、もともとの案でいきますと200KVA2基ということで、1週間連続運転可能ということで基本設計を取りまとめておりましたが、現在基本設計の見直し中でございますので、変更になる場合があるかと思えます。

また、自家発電装置につきましては、この地域の特殊性がございまして、東海道筋ですと北からの送電、東からの送電という送電ルートが複数ございますが、こちらにつきましては、北からの送電が中の地域の変電所に1本でおりてきているという関係があって、復旧までに時間を要する、もしくはその1本がだめになったときに、長らく使わなければならないとい



ったような要素がございますので、200KVAを2つ設置するというようなことで検討してまいりました。

それから、今後の進め方についてでございますが、今後の進め方については、現在基本設計を再構築しております。一部実施設計も進めておりますが、基本設計作成後、実施設計を作成し、事業費となる予算額が確定するものでございます。また、基本設計作成後、土地収用法に基づく事業認定の手続を経て、新年度用地取得を行い、来年秋頃には工事に着手できるよう契約に向けた事務を進めております。

発注方法については、分離発注はもとより、JVによる地元企業参画の義務化、募集条件に地元加算を明記した入札手法など、さまざまな手法により地元業者の参画に配慮したいと考えております。新年度は準備工事となる造成、整地、くい工事などの基礎部分への工事を予定しておりまして、当初の計画どおり緊急防災・減災事業債による財源を確保するため、2020年度末の完成を目指しております。

また、ご質問の中に、緊急防災・減災事業債が延長になるのではないかとといったようなお話があったかと思えますけれども、現在、私どものほうではそういった情報を得てはおりません。

それからあと、議場の開放関係についてのご質問がございましたが、沢登議員も副委員長をされておりました庁舎の特別委員会の報告の中に、議会機能は、議員が市民の代表として十分な審議と調査、研究ができる環境とすること、政策形成機能や市当局への監視機能を備えた独立性を確保すること、また議場の目的外使用は議会に關することとすることというふうな意見をいただいております。今後協議ということになりますけれども、これを平たく読めば、議会関係以外の目的外利用は、特別委員会としては認めたくないというお話になるかと思えますので、ちょっと協議をさせていただきながら、どういうふうな使い方があるのかということやっていきたいということになるかと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 防災対策の、特にこの原発災害については、市長のほうからも県に申し入れをしてくださるということですので……

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） そうじゃないんですか、そういう答弁じゃなかったんですか。

私の質問は、県の想定が非常に現実に合っていないと、こう判断せざるを得ないと、70キ

口圈というのはもう死の灰が降ってくるところだと、そういうぜひとも訂正を県に求めていただきたいと、こういう質問をしたわけです。県の指示に従って進めていくので、それを検討したいというのは、沢登の意見は切り捨てるという答弁をしたと、こういうことでございますか。それならそれで結構ですけれども、全く対応しないという答弁だったと。

私は、市長との関係ですから、むしろ県にそういうことは言ってくださいと。県がどう検討するかはいずれにしても、市民の立場に立って、こういう心配があるから、この心配をなくしてほしいよということは言っていたいただきたいと思いますが、言うつもりはないと、こういうご返事なら、それはそれで結構でございます。

それから、御獅子神社の件は、市長に憲法20条や89条を破れというようなことを言っているわけじゃないんです。県の事業で移転をせざるを得なくなったと仮宮に持っていったわけですから、県が地元の要望を聞いて再建をするというのは当然のことではないかと。何も憲法を破れなんて話をしているわけではないし、市長に伊勢神宮の信者になれというようなことを言っているわけでもないわけです。誤解をしないでいただきたい。

一つの例で申しますと、私の住んでいる吉佐美の佛谷山の入り口に、道路に車地藏という仏像が2つあります。ぜひ通り道ですから、市長、見ていただきたいと思います。これは昔、吉佐美から大賀茂に行くところにあったと、吉佐美側からですね。これが道路の拡幅で今の吉佐美の公民館のあたりに仮設しておったと。そして、大賀茂川の改修を県がやりました。空き地ができたので佛谷山の前の堤防の隅に、県が県の責任でこれを移設して、現在そこに祭られていると、こういう経過になっているわけです。古くからこの地元の人たちが信仰の対象として、宗教ではなくて、信仰の対象としてきたものはやはり大切にしていける必要があると思うんです。

城山公園の中に2つのお稲荷さんがございます。城山公園は市のもので土地も市の土地だと思います。雁島というつり橋が通っている島が循環道路にあります。ここには金毘羅さんじゃないかと思いますがけれども、祭られています。これも市の土地だろうと思うんです。

ですから、そういう実態からもいって、古くからある地元の人が信心しているそういう風物は、この歴史保存法というのは残すためにこの法律ができたわけですから。ぜひとも県に、あるいは市がそういう働きかけを、姿勢を持っていただきたいと、こういうぐあいのお願いでございますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。僕のほうも誤解したかもしれないかもしれませんが、市長の答弁の内容を、理解の仕方が全然反対だとは思いませんでしたので。

それから、県道南伊豆線につきましては、建設課長も避難道としての必要性というのがありますよ。その5人の防災担当者の方、橋崎さん含めた方と、私もその席に出させてもらいました。市長は課長に、ぜひ市としても、県道ですから、県道は拡張できるように要望書といえますか、文章といえますか、そういう意向を伝えなさいよと、市長は言ってくださっているんですよ。記憶から飛んだのかしれませんが、課長に指示しているんです、そういうことを。課長に聞いたところは、まだそれは県には言ったけれども、文書等としての要望書は出していないので、ぜひとも市民のそういう要望を受けて、市としてもそういう覚悟してくれると大変ありがたいと、こういう一報を入れていただきたいということですので、ぜひともご検討いただきたいと思いますけれども、いかがかと思うわけです。

そして、副市長も大変な、僕の言ったことの誤解をしているようで、今、統合政策課長の答弁ですと、この1,800万円の基本設計の追加予算については、議員の責任であって当局は責任がないと、こういう答弁をされたのかな、どうなのかなと思いますが、そういう答弁だとしたらそれは違うんじゃないかと、統合政策課長は当局の責任であるということ、それぞれの議員との審議会や委員会の中で発言をしているわけです。本会議になってそれがひっくり返ったということであれば、何のための審議かということになるというわけです。

僕が指摘しているのは、課長はそういう態度だけれども……

○議長（竹内清二君） 5分前となります。

○13番（沢登英信君） 副市長はそういう態度ではないと。理解しない議員が悪いんだという、こういう発言をしていたり、あるときには自分の責任であると言ったり、曖昧な姿勢をとっているから、この問題はちゃんと当局の責任であると、こういう姿勢を示しなさいと。そうでないならその理由をはっきりして、議会と対決をしていくということが続くわけですよ。誰の責任だって市民が言っているわけですから。それは当局が執行権を持っているんですから、市長及び副市長の責任ですと、こういう発言がない限り、この議論は終わらないということになるわけです。それにもかかわらず、議員が悪いんだというなら、それはそれで結構です。そういう姿勢を貫くなら貫いてくださいと、こういう形になるということになるかと思います。

それから、ぜひ防災の2013年のアクションプログラムについては、91項目についてそれぞれいつまでにどうしますかという、こういう計画になっているわけです。したがって、現状は、ぜひ課長、口頭ではなくて、この書類に基づいて、これはこういうぐあいになっていますよと、先ほど口頭でご答弁いただいたことも、5年間の多岐にわたっているわけですので、

一覧表に主だったところは整理して、資料として当議会に提出いただきたいと、前もってそういうつもりで僕は言ったつもりなんですけれども、そういう資料が提出されておりませんので、そういう資料をつくってご提出を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 防災計画について申し上げますと、私は県の計画が前提となって下田の計画もあるんです。したがって、県が修正すれば、それに基づいて下田の防災計画も修正しなければいけないということでございまして、何も修正しないとは言っていない。

そしてまた、私から原子力災害について県に、こちらに被害が及ぶんじゃないかということ意見を申しろということなんですけれども、それだけの資料がないんです、下田には。本当にここに被害が来るのかどうか。今、沢登議員も何に基づいて質問しているのかわからないんです。県のやっぱりそういう被害見積もりというのが権威があるんですよ。それに基づいて我々としては計画を立てなきゃいけない、そういう姿勢は堅持しなきゃいけないと思っておりますので、県はこう言っている、市はこうやるといったら全然一貫性のとれた計画にならないんですよ。そういうことをご理解していただきたいということでございます。したがって、県の被害想定等が全ての計画の前提になるということをご認識していただきたいというふうに思います。

御獅子神社の件につきましては、もう私は、県と地区の人たちが話し合っていて決めていることとございますので、私としてはもう解決済みだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） アクションプログラムの進捗率のお話なんです、先ほど答弁で言いました27年度末現在を28年度で進捗率をつくっておりますので、それについては後ほど配付をさせていただきます。それで次の、先ほど答弁で言いましたように、30年度末の進捗率を31年度に作成する予定でおりますので、またそれもできたら配付をさせていただくと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、県道下田南伊豆線の関係ですけれども、私としましては要望書をいただいた関係で、市長の命を受け、担当課として相手方の担当課と担当課レベルでの話をしておりまして、その中で用地の同意が得られればというお話もしているのと、地元

の総意はどうなんだろうという話もある中で、土木と協議を進めているということで、実際に動いているということで認識していただきたいと思います。

御獅子神社につきましては、移転する費用を含めた費用がこの458万3,884円ということで、ただ移転の適地がなかったので、今、仮の姿として八幡神社にあるということで、場所が決まればその458万3,884円の中から再建していただければいいということだと考えております。

ただ、市のほうでというか私どものほうで適地を、ここですというのを必ず探し出しますとか、そういうお約束ができないので、場所についても地元の方で協議して決めていただけたらというお話をさせてもらっているものでございます。

すみません、吉佐美の石仏の関係ですけれども、ちょっとそちらの詳細、経過等、私もわかりませんが、移転に当たりまして県のほうで拡幅するからということで、独断で場所を誰の了承も得ずに移転してしまうということは考えられないことだと思っておりますので、当時は何らかの合意のもとやったものと推察をいたします。市として、この吉佐美の件についてはちょっとできることはないのかなと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 新庁舎の関係でございます。

先ほど私が答弁申し上げましたのは、沢登議員が私の発言に対してこのようなことを言ったからという話の中で、私があたかも1,800万の増額補正を当局の責任として認めたような発言をしたというような言い回しがあったものですから……

〔「発言していない」と呼ぶ者あり〕

○副市長（土屋徳幸君） それに対しては申し上げたわけでございます。それに対して、私はその発言の前段で、どういう意図があったかわかりませんが、私の一連の発言の中には、前段で意思疎通は十分図ったつもりであるという話を申し上げていたわけでございます。

今もって沢登議員のほうから、この1,800万の増額になった経緯は、要するに当局にあるのか、それとも議会にあるのかという話に行き着くと思います。しかしながら、その議論は、この計画をいかにいい形でしよう、要するに議会にしても当局にしても、我々の大義は市民に対して一刻も早くこの安全で安心できる庁舎をつくるのが双方共通した目的であります。それをいかに具現化することが我々の双方の責任であります。その段階において、双方の意思の疎通は若干あったかもしれませんが、今ここに立って補正予算も審議し、認めていただいて、具体化する段階になって、まだどちらに責任があるかということをやること自体が、

果たして本当の議論、要するに不毛の議論ではないかと、私から言わせれば。そういうように感じるわけであります。

いずれにしても、これはどちらに責任があるかといったら、双方にもあるというふうに言わざるを得ません、私からは。そういう形でありますので、その辺は私はそういうふう認識しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 双方にあるなんていう理解はとんでもない、僕は理解だと思います。ですから、不毛な議論であるというのは、副市長が言うとおりの僕もそう思います。しかし、市民の中でそういう議論が起きているという現実があるわけですから、それはきっちりと結論を出さなきゃならないと。その結論を出してそれを沈静化するには、この仕組みからいって当局に執行権があるんですから、その執行権がミスったということですから、当局はきっちり私の責任だということなしにこの問題は解決しないと、こう言っているだけのことですよ。

そこは意見が対立して、合意しないということでございますから、それはそれでしょうがないということで、それは全体的な市民の判断、議会の判断ということで、それぞれの議員が判断をしていただくと、こういうことになるのかなと思います。

それから、国や県の言うとおりのような、市長、姿勢ではなくて、市民の実情に目を向けていただきたいと。既に福島原発のときに、伊東や修善寺でシイタケが放射能に汚染され、売れなくなるというふうな事態が出ているんです。どれだけ離れていますか。70キロどころじゃないんです。800キロとか900キロ離れているんです、東電の福島原発とこの伊豆半島とは。そういう事態でそういう状況が出てきているんですよ。

そのときに、私は自分でガイガーカウンターというんでしょうか、そういうのを買って、ちゃちなものですがけれども調べましたよ。やはり市内でも引き上がっているんですよ、時々。そういう状態が。そういう現状からいえば、浜岡原発が過酷事故にならないからそうだけれども、もしなった場合には東電どころではないと、大変な事態になって、県の見立ては、伊豆半島には何にも被害がないというような見立てはおかしいんじゃないかと思うわけです。市長は思わないということですから、これもしようがないですけれども。

それから、庁舎の件について、確かに特別委員会の報告が出て、市長は見直すと言われたと。じゃ、具体的にどこを見直すんですかという質問をしました。そうしたら市長は、プロ

ムナード等は検討をしないと、どうするということは言いませんでしたよ。だけれども、検討をしたいという答弁をいただいております。そうならどう検討したということは当然明らかにしていただくことではないんでしょうか。言っているところは、7.2メートルも20メートルもの幅員、7.2メートルのこのものの中に、浄化槽の下水の配管をやって、そこをトイレにも災害時に使えるようにするんだと……

○議長（竹内清二君） 沢登議員、時間です。お時間となります。

○13番（沢登英信君） こういう検討をいただいているようですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 防災計画の件です。原子力災害についてでございますけれども、それは、県もやはり被害想定というのはいろんなデータでつくっていると思うんです。いろんなデータを集めて。それはやはり風向きとか、あるいは海で隔てられているとか、地形条件とか、そういうことで今の被害想定ができていると思うんですね。したがって、手元に下田市としてはそういうデータがないのに、こうしろ、ああしろということは、県に対しては申し上げられないということを言っているんでございまして、県も逐次データを毎年検証していると思うんです。もし、その必要であれば、被害想定というのはこういうふうに変わったと、だからそれに基づいて下田市も計画を変えなきゃいけないと、そういう事態が将来起きるかもしれない。そういう場合には計画を変更しなきゃ、修正しなければいけないということをお願いしているんでございまして、手元に下田市としてもデータがないということ申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○13番（沢登英信君） 時間ありますか。

○議長（竹内清二君） ないです。

これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1つ、広域（指定）避難場所の不足と課題について。2つ、緊急避難のための県道下田南伊豆線の拡幅について。

以上2件について、2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 前質疑におきまして、沢登議員からほぼ緊急避難の県道下田南伊豆線拡幅についての質疑及び避難所の不足については、問い合わせが、質問がございました。全

く私が今回出したのはほぼ同様の内容ではございますが、もう少し私なりに気がついたところ、あるいは今いただいた回答の中から、さらにもう1点踏み込んだ格好で、同様な内容にはございますけれども、質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点につきまして、いわゆる大災害における広域の避難所不足への危惧と課題解消について。

申し上げるまでもなく、災害に備える姿勢といたしまして、最大のリスクを想定しているかという点が重要でございます。よって、ここでは南海トラフ級の自然災害を念頭に、現状から見た不安の一つ、広域避難所について質問していきたいと考えます。

確認の意味でご説明申し上げますと、災害の発生により、まずは緊急の避難として住民それぞれ近場の一時避難場所へ向かうことになります。これはもうそれぞれ山であるとか、現在、下田の場合は幼稚園であるとか、春日山であるとか、各自治会、自主防災会によって既に住民同士の話し合いの中で決定をしております。ここまでは共助という格好で呼ばれております。各自主防災会中心に決められた場所であり、既に訓練はこれをもとに広く住民に浸透しつつあると思われま。問題は、この後の安全確保のため、災害基本法と救助支援を定めた災害救助法が規定する広域指定避難所の確保でございます。

避難場所、避難所の呼び方につきましては、自治体によってそれぞれ呼び名が違っておまして、恐らく20を超える呼び方が現在使われております。その意味で非常に混乱するところでございますが、下田市の場合は災害対策基本法、そして災害救助法の中で2つの緊急避難場所、それから広域指定避難所という2つの捉え方が、法のもとに下田市の場合は述べておりますが、私の場合は、ここでは緊急の危険を逃れた後、住民の方が逃れますね、家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在、生活するための施設、災害対策基本法では、この場所を指定避難所と呼んでおります。主に体育館や公民館を意味するわけです。これはもう東日本の災害写真報道の中では、狭い体育館の中に詰め込んだ格好で生活をされている写真を皆様も嫌というほど目にされていると思います。ここからが公助として行政の役割になります。

最大レベルの津波予測が出されている下田にあって、レベル2の避難住民は、およそピーク時で1万2,000人、これに観光客、あるいは一時滞在者、この方たちが加わることになります。よって、1万数千名の避難が一斉に行われるということになります。

これに対しまして、下田市の広域避難収容所人数、これを見ますと、これは3年前のリストになっておりましたが、下田中学体育館、敷根温水プール、稲生沢中学校体育館、屋内収容、これらを含めると2,408名という数字で、私のほうの資料には載っております。



先ほどの防災課長の数字と若干食い違いまして、その後増えているようでございますが、これはまた質疑の中で確認したいと思います。

さらに、当然これでは1万人近くが入れません。しからば、屋外は学校のグラウンド中心に2万4,371名のスペースがあるとリストに載っております。予測数字からはかりますと、屋内収容力はかなり相当に低い、5分の1程度が屋内に避難できるというふうに考えればよろしいかと思います。そして、グラウンド等屋外は恐らくテントの設営ということになるでしょうが、果たしてテントの数、設備、緊急の設営については、下田市防災課におかれましては、どのようなストック、備蓄されておるのか、あるいは設営についての人材は間に合うのか、その辺の想定についてもまた教えていただきたいと思います。

さらに、広域指定避難所における生活環境につきましては、当然ながら真冬の場合は相当に、環境整備というのが混乱が続く中で難しさが予想されます。そういう中で、まず1、市の想定している市内避難者数を確認の意味でもう一度明らかにしていただきたいと思います。

2つ目、公共施設のフル活用に加え、民間施設の避難所指定も下田市防災計画で述べられております。この点の進捗状況、そして、特に季節によっては厳しい環境となる多くの屋外避難者への支援対応は、どのように考えているかを示していただきたいと思います。

再度、避難所のスペースの不足につきましては、もう3年ほど前ですか、26年ですね、温泉旅館協同組合というのがございまして、そこと下田市との支援相互協定が結ばれていると思います。これは、あらかじめ避難所の指定契約をすることによって、空き部屋ないしあいたスペースに逃れた避難民を、短期間ではございますが、そこに宿泊滞在するというお願いでございます。果たしてその辺で、1万人近い方はみ出す避難者の対応ができるのかどうなのか。その後、さらに広げた民宿であるとかペンションであるとか、あるいは旅館組合から外れた旅館もございます。その辺も含めて、どの程度まで屋内への退避を確保されているのか、これも含めてお知らせしていただきたいと思います。

2つ目でございます。

先ほど来より既に質疑されておりますが、緊急避難のための県道下田南伊豆線の拡幅につきまして、改めてご質問させていただきます。

南伊豆町から大賀茂地区を通り、下田消防署前までの県道下田南伊豆線の整備、拡幅については、既に40年来の要望が続いております。この問題の区間は約1キロ弱、正確には980メートルというふうにはかられておりますが、通称岩下道路と呼ばれる、車両のすれ違いも困難な未整備県道となっております。さらに、ここは下田中学校の通学路にもなっていると

いうところから、地元周辺住民の整備への要望期待は相当に強く、最後の要望が13年前になるとありますが、これは岩下地区六丁目から署名を添えて拡幅の要望が県のほうに出されまして、ようやく2カ所だけ車の相互通行のための退避所という格好で県によって設定をされました。しかしながら、これも本当に一時しのぎの、十分とは言える状況ではございません。

いまだかつて地元住民からの危険、不安を訴える声、そして、ましてや下田中学4校への統合がもう目の前に来ているという状況を考えますと、これまでの道路状況の改善を主眼に置いた県への要望とは別な視点から、私のほうは強調していきたいと思いますが、これまでの拡幅整備要望は、道路周辺の安全確保とスムーズな車両通行が目的でございました。その前に40年頃にもございまして、合計2回の要望をされているんですが、いずれも道路を広くしてくださいという内容であります。

しかしながら、これらに加えるに、南海トラフ想定を発表と同時に、この岩下道路は全く別な働きを担うことが期待されることになりました。それは、特に旧町住民の逃げ遅れを少しでも軽減すると、緊急避難道路の役割でございます。旧町には、先ほども話が出ておりましたが、届け出済みだけでも821人超の災害時要支援者が住まわっております。これにさらに児童、乳幼児、疾病者、あるいは下田の地理に不案内な観光者を考慮するとき、災害避難の逃げ遅れは最大の課題となるであろうことは容易に想像できます。

車を使った避難というのは、基本的に自主防災会中心に徐々に理解がされてきておる中、車は使わないと、あくまで徒歩優先で皆さん逃げましょうというのは相当な部分、徹底されてまいっているようです。

しかしながら、東日本大震災後の体験検証、これは各市町が大きな検証チームをつくりまして、いずこの市町も検証しておりました。よって、避難に際しては、最終的には車を使わざるを得ない部分というのは否定できないという部分が、逆に東北の地方では確定してきております。

下田市の場合も先ほど申し上げましたように、要支援者、いわゆる自分で逃げられない方が相当数、1,000名を超える方がいらっしゃるという中で、2人、あるいは3人、民生委員、区長さん、あるいは自主防の近くの役員さんが、やはり自動車を最終的には使って、まとめた格好で旧町から脱出するという部分は、これはもう否定し切れないであろうと考えます。

これにつきましては、また再度質問させていただきますが、建設課長は車を使うのは想定していませんというお話でしたが、これはとんでもないお話でございまして、県、国の防災会議、いわゆる中央防災会議に投げて、車の想定はあるというふうにはっきり明言されて

おります。

県道南伊豆線の拡幅整備要望は、こうした新たな考え方のもと、自主防災会や地元の住民の間で促進運動につながり、今年の冬、2月8日には1,181名の署名を添え、県に対して要望しております。このときは県知事、副知事、それから私ども市議会議員3名の立ち会い、それから地元岩下区長さん、旧町の自主防災会長さん含め8名が要望に出向いております。

道路整備には相当の難しさがつきまといますが、津波による岩下地区浸水地域の拡大と、さらにもう一つ、道路周辺に住まわれている居住者、これが十数年前及び四十数年前とは相当に状況が変わってきております。つまり、アパートを含め、居住者が半減に近く減っているというような状況がございまして、当時とは状況が一変していると言えます。

県の関係者、地権者の同意があれば事業を着手するという対応に、これは新聞にも出ておりましたが、まずは市としても整備への要望姿勢を明らかにする必要があるものと考えます。再度この辺につきましては、再質問の中でお尋ねするつもりでおりますが、ここは市長の前向きな姿勢は伺って、やらないとおっしゃっておりませんが、この最初の一步につきまして、改めて文書なり正確に次につながる行動として、ここで明らかにしていただけないかという要望を持って私の質問といたします。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） それでは、避難者数1万2,000人に対して、収容人数の屋内の場合、3,000人前後となっているが、かなりスペース不足のようにになっているが、どのように考えるのかということなのですが、静岡県第4次地震被害想定で公表された本市の被害想定結果によりますと、発災から1日後の想定避難者数は1万2,213人で、その内訳は、避難所避難者7,840人、避難所外避難者4,373人となっております。避難所外避難者は、自宅での在宅避難や親戚、知人宅等の縁故避難者であると思われます。

現在、広域避難所となっている避難所を含む市全体の避難所収容適正人数は、先ほどの答弁のとおり3,850人と算定しておるところでございます。発災直後の避難者数を見ますと、4,000人分の不足となる形となります。

先ほどの答弁でも言いましたが、ただし、現在見積もられている避難所収容適正人数は、小・中学校におきます体育館分しか見積もられておらず、校舎での避難者受け入れは学校再開を見込み、対象外となっております。市民の半数以上が避難者と思われる大災害のもと、学校再開まではかなりの時間を要すると思われるので、校舎での避難者受け入れについて、

現在、計画策定を進めているところでございます。全ての校舎の受け入れが可能となれば、不足分は解消できるのではないかと見込んでおるところでございます。

これに加えて、先ほど話がありましたテントのほうなんですが、熊本地震のとき話題になりました、校庭などでの屋外避難に対処できるよう、四、五人用のテントの備蓄を昨年度から始めております。今年度末でまだ55張りということになりますが、今後また随時備蓄をしていきたいと思っております。このテントは、誰が立てるのかという話もありましたが、これは一応自主防災、避難者中心に立てていただくような形にはなろうかとは思っております。

民間施設の事前協定で掲示しているが、進捗状況とか課題という話なんですが、ちょっと最初に、津波避難に関して、地震予知についてちょっと触れさせていただきます。

今まで東海地震は予知できるとして、総理大臣による警戒宣言の発表や地震災害緊急本部の設置など、予知型の地震対策、対応について進められていたところですが、地震の発生時期や規模を確度を高く予測することは困難であるという知見が示され、予知型から突発型への対応へ大きく方針転換されたところです。

そんな中、南海トラフ地震について突発的に起こることも含んだ上、震源想定域において南海トラフ地震発生の高まりを示すような異常現象を検知した場合には、南海トラフ地震に関する臨時情報を発表することとされ、平成29年11月1日から運用されているところです。現在、臨時情報が出されたときの対応など、詳細については国及び県で検討されているところでございますが、基本的な経済活動やライフライン業務は継続される方向となっているところです。

先ほど議員おっしゃられた、市では平成28年4月に下田温泉旅館協同組合と災害協定を締結しております。組合員の施設で避難者を受け入れてもらう態勢を整備しているところです。南海トラフ地震の臨時情報が発表されたときには、経済活動は行われているとはいえ、レジャー行動の自粛は想定され、ホテル、旅館等の営業活動にも影響が出るものと思われます。ホテル、旅館等に滞在するための設備は整っているため、避難生活用の施設として最適となりますので、今後、組合員以外の先ほど言ったペンション、民宿等の事業者についても、協定について検討していきたいと思っております。

課題といたしましては、民間の宿泊施設であるため、当然宿泊客が最優先となり、宿泊客対応を含めた調整協議が必要となる点、非常時の連絡体制の確立、施設ごとの受け入れ態勢の確認、避難者受け入れ費用に対する市負担分の実行に当たっての細部の協議が必要となっ

ております。

それで、旅館組合の災害協定につきましては、ここについては指定避難所としては位置づけてはおりませんので、そこはご了承願いたいと思います。

うちのほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、県道下田南伊豆線の関係なんですけれども、拡幅の要望についてということで、先ほど議員のご質問の中でもございましたとおり、過去にわたって二度拡幅の要望が出されており、直近では13年前に要望があって、今、現状では退避所ができていただけという、ここがまさしく大きなところでございまして、なぜ13年前要望があったにもかかわらず全線拡幅に至らなかったのかというのは、やはり地権者の方の合意が得られなかったということで、要望を上げるに当たって、これまで一度も要望が上がっていないようなところとはまた違いまして、過去にそういった経過がある中で、ただ要望を上げただけでは、また要望を上げたけれども、結局、用地の話まとまらないよねという話になると、なかなかただ要望を上げるだけというのは難しいのかなと。

実際にそのためにはどうしたらいいのかということで、県の方とも話し合いをしているんですけれども、確かに通る、道路を通行する立場からすれば、道路は広いほうがいいのはわかっておりますけれども、じゃ、そのためにあなたの今住んでいるうちを壊させてもらいます、補償金は払いますから移転してくださいと言われたその地権者の方の思いなどを考えたときにどうするのか。

岩下区としてもどうなのかなという話の中で、その拡幅することによって便利になる方も区民なんだろうけれども、そのために移転しなければならない人たちも同じ区民だよという中で、10軒、20軒、皆さん、さあ移転してくださいというのは、なかなか言いにくいのかなということが、先ほど沢登議員のご質問のときにもお答えしたとおり、地元区全体の意見として、全面的な拡幅については難色を示しているという表現をさせてもらったものでございます。

仮に、拡幅事業化したとしても、全線拡幅には何年も時間がかかるものでございますので、ただ市としましては、下田南伊豆線が避難用道路としての認識というのはございます。基本的に車両での避難は、避難計画上は想定しておりませんけれども、ただ、大勢の歩行者の方が歩かれる、また、お話ありましたけれども、要支援者、車で避難せざるを得ない方なども配慮した場合には、一番実現性が高い、また効果的な対策としまして、津波避難警報発令時

に消防署から佐倉医院へ向けての一方通行化ということを考えまして、そのための協力の依頼の看板を今、防災安全課のほうで製作中でございまして、年明け1月中には沿道に設置する予定でおるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 通告書にはなくて、いきなり市長、どういう見解だというご質問がございましたけれども、南伊豆下田線につきましては、緊急避難道路ということでは重視はできないというよりも、していないというのが本音だと思うんです。といいますのは、やはり皆さんは旧町から避難してくる人は、すぐ近くの高台に上がってくださいということになっているわけですね。

したがって、旧町から消防署のほうから来ますと、左側に高台があるんです。病院のメディカルの裏、そしてそのまた奥に左に上がる相ノ山のほうに抜けて、鍋田団地ですか、そういうところに上がる道路があるんですよ。その一番上には相ノ山の海上保安庁の宿舎があります。そういう道路を利用して避難していただくほうが、南伊豆下田線を上がっていくよりも早く安全な場所にたどり着けるということで、そちらのほうを私は薦めて、推薦したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 2番 進士濱美君。

○2番（進士濱美君） ありがとうございます。

そうですね、結局は防災というのは、一つのマニュアルで物を考える、あるいは法律化された部分というのは非常に曖昧でございまして、人の価値観によって危険度というものは相当違って来るだろうと。命の問題をどの程度深く自分のものとして考えるかによって、防災というのがおのずと決まってしまうんだろうという経験を、私も東北のほうから伺うチャンスがあるんですが、その中で、今、まず指定の避難所です。

防災安全課長のほうからお答えいただきました。これは、1つ確認しておきたいんですが、今もお話した中で、1日、初日に1万2,000人が逃げて、翌日避難所に入るのは7,800人前後という数字をおっしゃっていましたが、これをもとに現在の中学校、公民館はスペースが間に合うという割り出し方をしているということでしょうか。

もしそうであれば、実は実体験でございまして、1日目に例えば1万2,000人が逃げるとします。そうしますと、翌日に7,800人が屋内にいたと、あるいはテントに数百人がいたと

しますと、2日目、それから3日目、震災から3日目はどうなるかという部分を、ちょっと認識が違っているなという気がいたします。

東北の場合です。あと、阪神淡路のときもそうでしたが、大体避難のピークというのは3日目です。3日目が避難者がピークになります。これ、なぜかと申しますと、前にもちょっとお話ししたんですが、そのときは逃げるんですが、例えば皆さんが逃げなくてもうちは壊れなかったよ、大丈夫だよ、高台だから津波もオーケーだと、火災も出なかったと、そんな大勢の中でいるんなら、自分の自宅が、少し玄関が傾いたけれども寝られるよという方は多いわけです。そうしますと、そこから戻ってきて自宅へ帰るわけですね。ところが、その晩、余震が起きるわけです。余震はもう30分おきに起きるわけです、震度6、震度5強。そうしますと、そういった方々が改めて、これはもうとんでもないと、寝てはいられないという方が一斉にまた改めて避難所に向かうんです。それによって3日目がピークになるというのが現実でした。それも検証結果の中に全て書かれております。

そうしますと、この辺の基礎的なデータ数字が、ちょっと防災課長がお話しした7,800というのはちょっと違うのかなという気もするんですが、避難者の約1.5倍がピークになります、3日目に。1.5倍から2倍です。そうしますと、軽くもう1万2,000人前後が行く当てもなくという部分になるんですが、その辺も、それで今、現実そのまま進めていっていいのかどうかを非常に私自身は不安に思うんですが、この辺の詰めにつきましては、また日を改めて確認したいと思うんです。

テントは一応備蓄品として5張りですね、5張り。

〔発言する者あり〕

○2番（進士濱美君） 55張り、ごめんなさい、55張りですね。人数でいうとどれくらいなんですか、これ、4人ぐらい……。

〔発言する者あり〕

○2番（進士濱美君） 5人と、そうすると300人ぐらいか、300人ぐらいね。

いずれにしろ、これが状況によっては夜間であるとか真冬、あるいは雨等が一番厳しいこういう条件を考えると、連携、あるいは広報、連絡というのは、もうばらせるわけです。ぎりぎり足りないような気がする中で、避難を誘導するという行政側の十分ではないという部分が、後からでは困るわけです。ですから、この辺のスペースの確保についてはもっとしっかりやっていくべきだろうと思います。

民間施設につきましても、実は私、6年前に南海トラフの想定が出たときに、吉佐美地区

なんですが、住民2,300人中の1,200名が避難するような想定を、私どもで委員会をつくりまして、20名の。吉佐美中を全部チェックしました。1,200名がうちから飛び出すことになります。そうしますと、19カ所に山に入るんですが、次の日どこに行くというふうになりました、みんな詰まってしまったんですよ。

どうするんだ、大賀茂小学校に行ったらちょうだいと市のほうは書いてありますが、大賀茂小学校は200名前後で、大賀茂の住民も入られるという中で、田牛の方も来られると、一部私どもの具体例を申し上げていますが、その中で検討したのが、地元の民間設備とあらかじめ自主防災レベルで協定を結ぶ。もちろん下田市行政との協定というのは促進すべきだと思うんですが、自主防災レベルでも民間レベルとの協定をやるという部分をやっていくと、1,200名中、あふれた中で1,000名が吉佐美内で滞在できることがわかりました。これは民宿等も全部入れてです。ホテルジャパンとかですね。ジャパンは温泉組合入っておりませんので、そういうところをお願いして歩くと1,000名ぐらいが収容できると、同じ地域の中で。こういうことができるわけです。

ですから、今後、自主防災とも絡めた中で、課長のほうは何とか収容できるんだろうというお話でしたが、地元の知り合った中で助け合ってやっていくという部分の協定も、もうちょっと話し合ってもよろしいんじゃないかと思うんです。

そうした場合、1つ問題となるのが、そのの民宿ないしはペンション、あるいは大きな体育館をプライベートで持っている方等の宿泊した場合の物資です。当然物資については、これ、その所有者が賄うわけにはまいりませんので、その辺を市としてもリードしていくと、災害救助法というのがございますので、その適用についても自主防災会に含めて、事前に出ると、コストはカバーできますよと、毛布であったり食料だったり水ですね。この辺も話し合っていけたらいいかがということを提案しておきたいと思います。

それから、建設課長のおっしゃっていた、やっていますということなんですが、あのとき副知事もいらっしゃいまして、副知事がじかに答えているわけです。私もじかに聞いておりますが、現在、制度が変わりまして、道路づくりであるとか、港湾設備の設計であるとかというのは、従来やるやらないという前提を行政同士がじかに話し合うのではなくて、一応お聞きしますという聴聞協議会というような制度ができたので、一応そこに申し出てくださいということをおっしゃっていたわけで。そこですぐできるできないということじゃなくて、要望をそこに出してくださいとはっきりおっしゃったわけです。そのことをちょっと勘違い、一部新聞報道なんかはあるんじゃないかと思うんですが、とにかく正式にそこに出していた



だきたいと、知事のほうはあのとき申し上げておりました。

これ、住まれている方が云々という話は、これ当然のことです。もう何十名の方が動かれるわけですから、当然軽々な話ではございません。ただ、旧町の住民が2,500名ほど一丁目から五丁目に住んでおります。全部で今は4,500名ぐらいですから、岩下が半分ぐらいですから、それが逃げ遅れをどうするかという話、生命の話になってきまして、それはやはり道が通らないからだめだよというわけにはいかないだろうと思うんです。

既に自主防災会の中でも一部の会長さん、役員さんでは、どうして車を使って逃げるかと、当然車だけで逃げるわけはありませんね、歩くのがメインですから、もう9割方そうでしょう、恐らく。そして自転車を使う方、リヤカーを使う方、最終的に乗り合いで自動車を使う方という部分を含めて、全体避難ができるというイメージだと思うんです。その辺を、車はだめであるとかという部分はないと。じゃ、車は夜中に混乱する中で、市長おっしゃいましたけれども、冷静なときに散歩するんなら切り通しもいけるでしょう。こっちも行けるでしょうが、やはりパニック状態の中で一分一秒を争う中で、やはり常日頃から真っすぐここへ逃げるという整備づくりが防災上、絶対的に必要であろうと思います。

私がちょっと危惧したのは、都市計画がございます。この中で防災計画の話がほとんど出てこないんですよ、都市づくりにおいて。私も都市計画委員をやりましたが、防災の話がほとんど出なかったんです。その中であれば旧町の狭いところの橋をどうしますという都市計画の中で絡んでくると思うんですが、それが全く出ていなかった。恐らく都市計画と防災計画は別個のものであるという部分を、建設課長はひょっとしたら抱いているのかもしれませんが、現在の東北の被災地の市町、ほとんどがまちのつくり直しです。5メートル埋め立てる、10メートル埋め立てる。どういう都市計画をするかということ、山に向かって高いところに向かって道路をつくっているわけです。これが基本中の基本です、現在のつくり直しのまちは。

それを考えた場合に、下田の場合はやはり真ん中のあそこの岩下のところです。あれはもう最高の立地条件だろうと思うんです。県は全くやらないとはおっしゃっていませんで、一応その辺の難しさも私も承知の上でやっていますし、住民の方たちも運動なさっている方たちも、難しさも重々承知の上で今回署名活動まで動いているわけです。

そうした中で、旧町の住民もやっぱり仲間であるから、何とか助け合おうよという部分で、岩下の住民の方は目の前に逃げればいいんだと、しかし、命を落とすのは旧町の一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目だという部分を認識していただいているわけです。それ

で立ち上がってくれたんですよ。ですから、六丁目がどうこうだという問題ではなくて、旧町全員の方がどうするのという部分を気を病んで、六丁目の役員さんたちも今回は動いてくれているはずです。そういうお話も伺っております。

ですから、せめて県のほうにだめ云々という話は、まだ私どもも期待はいたしませんけれども、ぜひ働きかけをしっかりと文書なりでやっていただければと思います。これはこうしてお願いしておきます。私、県のほうで、あなた、課長はそれなりに相談しているとおっしゃいましたが、改めてまた別の日、私も確認に参ります、行きます。

そういう話の中で、市長も少し大変ではございますけれども、長い話なんですけど、それも可能性として少しやはり緊張感を、できるものは防災を何でもやると、たとえ1%の効率であってもやるという、防災というのはそういうものの積み上げだろうと思うんです。その辺、ですから、こっちに行けば何とかなるよ、こっちに行けば何とかなるよじゃなくて、ここで命をお互いに助けましょうという部分をはっきり出していただくと、住民の方ももっとやりやすいのかなという思いがいたします。

以上で、要望だらけになりましたけれども、終わります。

○議長（竹内清二君） これをもって2番 進士濱美君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 3時33分散会